

V 参考資料

(令和6年9月)

- 1 和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例
- 2 和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則
- 3 和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例
- 4 和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例施行規則
- 5 和歌山市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例
- 6 和歌山市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則
- 7 和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- 8 和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
- 9 和歌山市特定美観地域等における建設廃材等の処理に関する条例
- 10 和歌山市廃棄物対策審議会条例
- 11 和歌山市手数料条例(抜粋)
- 12 清掃事業年表

1 和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例

平成12年3月27日

条例第57号

改正 平成13年3月28日条例第16号

平成14年12月26日条例第51号

平成16年3月25日条例第20号

平成20年3月25日条例第11号

平成22年3月23日条例第8号

平成24年12月20日条例第45号

平成25年12月20日条例第87号

平成26年3月24日条例第11号

平成31年3月22日条例第15号

目次

第1章 総則（第1条—第5条の3）

第2章 廃棄物の減量推進（第6条—第10条）

第3章 廃棄物の適正処理（第11条—第19条）

第4章 一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等の手続（第20条—第23条）

第5章 廃棄物の処理の手続及び処理手数料等（第24条—第27条）

第6章 一般廃棄物収集運搬業等の許可申請及び手数料等（第28条—第30条）

第7章 雑則（第31条・第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

（2） 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

（3） 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

（4） 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び利用すること又は資源として

利用することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、廃棄物の発生の抑制及び再利用の促進並びに一般廃棄物の適正な処理を図るために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るように努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を図ること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用の促進等により、廃棄物の減量に積極的に努めなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(和歌山市廃棄物減量等推進審議会)

第5条の2 法第5条の7第1項の規定に基づき、和歌山市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 一般廃棄物の発生の抑制及び再利用に関する事項

(2) 一般廃棄物の適正な処理の推進に関する事項

(3) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(審議会の組織等)

第5条の3 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 各種団体の役職員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市民

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前条及び前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第2章 廃棄物の減量推進

(市の行う減量推進)

第6条 市は、資源ごみ(資源として利用することを目的として分別して収集する物として規則で定めるものをいう。以下同じ。)の収集を行い、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の利用の促進に努めなければならない。

2 市は、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した製品を使用するように努めなければならない。
(市民の行う減量推進)

第7条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、市が行う分別収集に協力すること、集団回収に参加すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品の購入に際し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するように努めなければならない。

(事業者の行う減量推進)

第8条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底その他の再利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、事業系廃棄物の発生を抑制するように努めなければならない。

2 事業者は、その物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品等の開発、製品等の修理体制の確保その他廃棄物の発生を抑制に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

3 事業者は、その物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生品を利用するように努めなければならない。

4 事業者は、その製品等が不用となった場合において、再利用の可能な物の回収等に努めなければならない。

(再利用の促進)

第9条 事業者は、その物の製造、加工、販売等に際して、当該製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価を行い、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、当該製品、容器等の再利用の方法の情報を提供すること等により、当該製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装等)

第10条 事業者は、その物の製造、加工、販売等に際して、包装、容器等に係る基準を自ら設定し、当該基準に従い包装、容器等の適正化を図ることにより、廃棄物の発生を抑制に努めなければならない。

2 事業者は、商品購入等に際し、市民が当該商品に係る適正な包装、容器等を選択できるように努めるとともに、市民が当該包装、容器等を不要とし、当該包装、容器等を返却しようとするときは、当該包装、容器等の回収等に努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物処理計画)

第11条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示するものとする。

2 一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

(一般廃棄物の処理)

第12条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理するものとする。

2 市は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物（第14条に規定する多量排出事業者から排出される物を除く。）の処理を行うものとする。

(産業廃棄物の処分)

第12条の2 市が法第11条第2項の規定により市の廃棄物処理施設で処分する産業廃棄物は、市内の木製品の製造業（家具の製造業を含む。）に係る木くず（以下「木くず」という。）とする。

(適正処理困難物の指定等)

第13条 市長は、一般廃棄物のうち、本市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が困難であると認められるもの（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

2 市長は、前項の規定により適正処理困難物を指定したときは、告示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、当該適正処理困難物の回収等の協力を求めることができる。

(多量排出事業者に対する市長の指示等)

第14条 市長は、1日当たり20キログラム以上又は1月当たり600キログラム以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者（以下「多量排出事業者」という。）に対し、その排出する事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(占有者の協力義務)

第15条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合にあつては、当該土地又は建物の管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物から排出される物を自ら処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条及び第4条の2に定める基準に従わなければならない。

2 占有者は、自ら処理しない一般廃棄物を排出する場合には、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従い適正に分別し、市が指定する袋（これに準ずるものとして市が認める物を含む。）へ収納の上、所定の場所（一般廃棄物処理計画で定める場所をいう。次条において同じ。）へ排出することその他の市長の指示に従って排出しなければならない。

3 市長は、第1項の基準並びに前項の一般廃棄物処理計画及び市長の指示に従わない者に対し、

改善その他必要な措置を講ずるように指示することができる。

(収集又は運搬の禁止等)

第15条の2 市並びに市が資源ごみの収集及び運搬を委託する者(次項において「市等」という。)以外の者は、市が行う資源ごみの収集における所定の場所に置かれた資源ごみを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市等以外の者が前項の規定に違反して、所定の場所に置かれた資源ごみを収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(排出禁止物)

第16条 占有者は、市が行う一般廃棄物の収集及び処理に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害性のある物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 容積又は重量の著しく大きい物

(6) 適正処理困難物

(7) その他市長が生活環境の保全上特に適正な処理が必要と認める物及び本市の廃棄物の処理に支障を及ぼすおそれがあると認める物

2 占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(地域の清潔保持)

第17条 占有者は、その土地又は建物及びそれらの周辺の清潔保持を図るとともに、相互に協力して地域の生活環境の清潔を保持するように努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第18条 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所にみだりに廃棄物を捨てること等により、当該公共の場所を汚してはならない。

(不動産の管理)

第19条 占有者は、その土地又は建物の区域内にみだりに廃棄物が捨てられることのないように、当該土地又は建物を適正に管理しなければならない。

2 占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の区域内に廃棄物が捨てられたときは、自らの責任において当該廃棄物を処理するように努めなければならない。

第4章 一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等の手続

(市が設置等を行う一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査書の作成)

第20条 市長は、次に掲げる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の設置又は法

第8条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更（以下「設置等」という。）をしようとするときは、当該設置等が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を行い、当該調査の結果を記載した書類（次条において「生活環境影響調査書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設
- (2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場
(生活環境影響調査書等の縦覧)

第21条 市長は、前条の規定により生活環境影響調査書を作成したときは、当該生活環境影響調査書及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「生活環境影響調査書等」という。）を次項の規定による告示の日から1月間、公衆の縦覧に供するものとする。

2 市長は、前項の規定による縦覧を行うときは、縦覧の場所その他規則で定める事項を告示するものとする。

(意見書の提出)

第22条 前条第2項の規定による告示があったときは、当該対象施設の設置等に関し利害関係を有する者は、同条第1項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(他の市町村との協議)

第23条 市が設置等をしようとする対象施設の周辺地域に他の市町村の区域が含まれるときは、市長は、生活環境影響調査書等の写しを当該市町村の長に送付するとともに、生活環境影響調査書等の縦覧その他の手続について協議するものとする。

第5章 廃棄物の処理の手続及び処理手数料等

(一般廃棄物の処理の申出)

第24条 占有者は、臨時に若しくは継続して一般廃棄物の収集を受けようとするとき又は動物の死体を自ら処分しないときは、速やかに市長に申し出なければならない。

(処理の委託)

第25条 多量排出事業者及び市長が特に認める事業系一般廃棄物を排出する者は、事業系一般廃棄物（し尿を除く。）のうち、市の処理に支障を及ぼすと認めるものを除き、その処理を市に委託することができる。

(木くずの搬入手続等)

第25条の2 事業者は、市の廃棄物処理施設へ木くずを搬入しようとする場合は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に搬入の登録を申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認の有効期間は、1年とする。

3 第1項の承認を受けた事業者は、市の廃棄物処理施設へ木くずを搬入するときは、次に定める受入基準を遵守しなければならない。

- (1) 他の廃棄物との混載をしないこと。
- (2) 他の事業者の木くずとの混載をしないこと。
- (3) 木くずのうち、粉状の物については第15条第2項に定める袋に入れ、木片については長さ50センチメートル、太さ10センチメートル以下とし、飛散を防止する措置を講ずること。
- (4) あらかじめ定めた自動車以外の自動車で搬入をしないこと。

4 市長は、木くずの搬入が前項の受入基準に合致しないときは、その受入れを拒否することができる。

(搬入記録票)

第25条の3 前条第1項の承認を受けた事業者は、市の廃棄物処理施設へ木くずを搬入するときは、規則で定める搬入記録票を市長に提出しなければならない。

2 市長は、事業者が前項の搬入記録票を提出しないときは、木くずの受入れを拒否することができる。

(廃棄物に係る手数料等)

第26条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、一般廃棄物の収集、運搬及び処分並びに木くずの処分に関し、別表第1に掲げる手数料を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、1日平均180リットル以上のし尿を排出する施設又は建物のし尿くみ取り手数料の額は、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、1月に1回を超えてし尿をくみ取る場合における人員による手数料の額は、別表第1に定める額をその月のくみ取り回数で除して得た額に70円を加えた額とする。

4 第1項の規定にかかわらず、水を使用することを必要とする特殊型無臭便槽のし尿くみ取り手数料の額は、別表第1に定める人員による手数料の額に、1便槽1回につき1人分の手数料の額を加えた額とする。

5 月の途中から新たにくみ取りを開始し、又は月の途中でくみ取りを廃止した場合のし尿くみ取り手数料は、人員による手数料とする。

6 し尿くみ取り手数料の人員の算定は、月の途中からくみ取りを開始した場合を除くほか、毎月1日現在における居住人員による。

(手数料の減免)

第27条 市長は、天災その他特別の事由があると認めるときは、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

第6章 一般廃棄物収集運搬業等の許可申請及び手数料等

(許可及び申請手数料)

第28条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物の収集若しくは運搬を業として行おうとする

者又は同条第6項の規定により一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。許可の更新を受けようとする場合も、また同様とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

(鑑札の交付)

第29条 前条第1項による許可を受けた者は、その業に従事しようとする者を市長に届け出て、鑑札の交付を受けなければならない。

2 鑑札を亡失又はき損した場合は、直ちに市長に申し出て、鑑札の再交付を受けなければならない。

(手数料の不還付)

第30条 既納の手数は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第7章 雑則

(技術管理者の資格)

第31条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了

した場合を含む。) 後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(規則への委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第13号。次項において「旧条例」という。)は、廃止する。

3 この条例の施行前に旧条例の規定に基づき行った処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の規定に基づき行った処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成13年3月28日)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月26日)

この条例は、平成15年1月14日から施行する。

附 則(平成16年3月25日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成16年5月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日)

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月20日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同年4

月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例別表第 2 の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 7 条第 1 項の許可の申請及び同条第 6 項の許可の申請に係る手数料について適用し、同日前にされたこれらの申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 6 年 3 月 2 4 日）

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（次項において「新条例」という。）別表第 1 死体処理手数料の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に収集し、又は搬入される犬、猫等の死体に係る死体処理手数料について適用し、施行日前に収集し、又は搬入された犬、猫等の死体に係る死体処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第 1 し尿くみ取手数料の項の規定は、施行日以後のし尿のくみ取りに係る手数料について適用し、施行日前のし尿のくみ取りに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 3 1 年 3 月 2 2 日）

- 1 この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 3 1 条第 6 号及び第 7 号の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例別表第 1 し尿くみ取手数料の項の規定は、この条例の施行の日以後のし尿のくみ取りに係る手数料について適用し、同日前のし尿のくみ取りに係る手数料については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 6 条関係）

種別	区分		金額
死体処理手数料	犬、猫等の死体	1 体につき（収集）	2, 0 8 0 円
		1 体につき（自己搬入）	1, 0 3 0 円
ごみ処理手数料	第 2 5 条の規定による処理の委託	1 月の排出量が 6 0 0 キログラム以下の場合 1 月の基本手数料	1 5, 6 0 0 円
		1 月の排出量が 6 0 0 キログラムを超えた場合 1 0 キログラム（1 0 キログラム未満は、1 0 キログラムとする。）ごとに 1 月の基本手数料に加算する額	2 6 0 円
	自己搬入	事業系一般廃棄物を市長の指定する場所に運搬した場合 1 0 キログラム（1 0 キ	1 3 0 円

		ログラム未満は、10キログラムとする。)につき	
し尿くみ取 手数料	本町、城北、広瀬、雄湊、大新、新南、吹上、砂山、今福、高松、雑賀、芦原、宮、宮北、四箇郷、中之島、和歌浦、宮前、湊、野崎、三田、名草、松江、木本、貴志、楠見、西和佐、岡崎、西脇、有功、直川地区	人員による手数料 (普通世帯及び準世帯)	1人(1歳未満の幼児を除く。)1月1回につき 266円
		くみ取量による手数料(官公庁、学校、会社、工場、事務所、事業所その他これらに準ずるもの)	18リットル(18リットル未満は、18リットルとする。)につき
	雑賀崎、田野、和佐、安原、西山東、東山東、川永、小倉、加太、山口、紀伊地区	人員による手数料 (普通世帯及び準世帯)	1人(1歳未満の幼児を除く。)1月1回につき 277円
		くみ取量による手数料(官公庁、学校、会社、工場、事務所、事業所その他これらに準ずるもの)	18リットル(18リットル未満は、18リットルとする。)につき
木くず処分 手数料	10キログラム(10キログラム未満は、10キログラムとする。)につき		130円

別表第2 (第28条関係)

種別	単位	金額
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件	15,000円
一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件	15,000円
一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件	5,000円
一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件	5,000円

2 和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則

平成12年3月31日

規則第105号

改正 平成14年12月27日規則第84号

平成16年3月25日規則第19号

平成17年3月1日規則第20号

平成17年6月1日規則第110号

平成22年3月23日規則第11号

平成24年7月6日規則第71号

平成25年3月26日規則第10号

平成25年9月30日規則第63号

平成26年3月24日規則第14号

平成27年8月3日規則第74号

平成28年3月15日規則第13号

平成28年3月31日規則第49号

平成28年7月1日規則第69号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)及び和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例(平成12年条例第57号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(和歌山市廃棄物減量等推進審議会)

第1条の2 条例第5条の2第1項の規定により設置する和歌山市廃棄物減量等推進審議会(以下この条において「審議会」という。)に会長を置き、条例第5条の3第2項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴

くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(資源ごみ)

第1条の3 条例第6条第1項に規定する資源として利用することを目的として分別して収集する物として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 古紙
- (2) 古繊維
- (3) 缶
- (4) 金属くず
- (5) 空き瓶
- (6) ポリエチレンテレフタレート製の容器
- (7) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等（一般廃棄物処理計画で定めるものを除く。）
(一般廃棄物処理計画の告示事項)

第2条 条例第11条第1項の規定により市長が一般廃棄物処理計画に関し告示すべき事項は、次に掲げるものとする。

- (1) ごみに関する次の事項
 - ア 一般廃棄物（し尿を除く。以下この号において同じ。）の発生量及び処理量の見込み
 - イ 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - ウ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - エ 一般廃棄物の種類別の収集回数及び処理を実施する者
 - オ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - カ その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項
- (2) し尿に関する次の事項
 - ア 一般廃棄物（し尿に限る。以下この号において同じ。）の発生量及び処理量の見込み
 - イ 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - ウ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - エ 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - オ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - カ その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(多量排出事業者に対する指示事項)

第3条 条例第14条に規定する必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物の減量、再資源化等に関する計画書（別記様式第1号）の作成

- (2) 事業系一般廃棄物の運搬の方法
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- (縦覧の手続)

第4条 条例第21条に規定する生活環境影響調査書等の縦覧をしようとする者は、生活環境影響調査書等縦覧名簿（別記様式第2号）に次に掲げる事項を記入し、係員の指示を受けなければならない。

- (1) 縦覧年月日
 - (2) 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- (縦覧の禁止等)

第5条 市長は、次に掲げる者に対し、縦覧の停止若しくは禁止又は縦覧の場所からの退場を命ずることができる。

- (1) 生活環境影響調査書等を縦覧の場所から持ち出した者
- (2) 生活環境影響調査書等を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれがある者
- (3) 縦覧に際し、他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある者
- (4) その他係員の指示に従わない者

(告示事項)

第6条 条例第21条第2項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第20条に規定する対象施設の名称、設置場所及び種類
- (2) 対象施設において処理する一般廃棄物の種類
- (3) 対象施設の処理能力（当該対象施設が条例第20条第2号に規定する一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (4) 実施した生活環境影響調査の項目
- (5) 縦覧の場所
- (6) 縦覧の期間及び時間
- (7) 生活環境の保全上の見地からの意見書の提出場所及び提出期限

(意見書の記載事項)

第7条 条例第22条に規定する意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 対象施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(処理の申出)

第8条 条例第24条の規定による申出は、一般廃棄物処理申込書（別記様式第3号）によらなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、口頭その他の方法によるこ

とができる。

(処理の委託)

第9条 条例第25条の規定により一般廃棄物の処理を市に委託しようとする者は、一般廃棄物処理委託申込書(別記様式第4号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合において、適当と認めたときは、これを承諾し、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

3 前項の承諾の通知は、納入通知書に必要事項を記入し、当該申込みをした者に交付することにより行うものとする。

4 廃業、休業等により一般廃棄物処理の委託を辞退しようとする者は、処理委託辞退届出書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(木くずの搬入手続等)

第9条の2 条例第25条の2第1項の規定により市の廃棄物処理施設へ木くずを搬入しようとする事業者は、木くず搬入登録申請書(別記様式第5号の2)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 木製品の製造業(家具の製造業を含む。)であることを証明する書類

(2) 木くずの搬入に使用する自動車の車検証の写し

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を登録するものとする。

3 市長は、前項の登録を行った場合は、速やかにその旨を当該申請をした者に通知し、搬入記録票を交付するものとする。

(自動車の変更)

第9条の3 前条第2項の承認を受けた事業者は、同条第1項の木くず搬入登録申請書に搬入に使用する自動車として記載した自動車の変更をしようとするときは、自動車変更届(別記様式第5号の3)に車検証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(手数料の減免)

第10条 条例第27条の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減額、免除申請書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可申請書)

第11条 条例第28条第1項に規定する申請書は、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者にあつては一般廃棄物収集運搬業許可、許可更新申請書(別記様式第7号)とし、一般廃棄物の処分を業として行おうとする者にあつては一般廃棄物処分業許可、許可更新申請書(別記様式第8号)とする。

(一般廃棄物処理業の許可基準)

第12条 法第7条第1項に規定する市長の許可の基準は、同条第5項各号に掲げるもののほか、申請者が申請時において1年以上市内に住所(法人にあつては、登記された事務所又は営業所。

以下この号において同じ。)を有することとする。

- 2 前項の規定は、法第7条第6項に規定する市長の許可の基準に準用する。この場合において、前項中「同条第5項各号」とあるのは、「同条第10項各号」と読み替えるものとする。

(許可証)

第13条 市長は、条例第28条第1項の規定による許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業、処分業許可証(別記様式第9号。以下この条において「許可証」という。)を当該申請者に交付する。

- 2 許可証を亡失し、又は損傷した者は、直ちに許可証再交付申請書(別記様式第10号)に、許可証を損傷した場合にあっては当該許可証を添えて市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

- 3 許可証を亡失した者であって、前項の規定により許可証の再交付を受けたものは、亡失した許可証を発見したときは、直ちに当該許可証を市長に返納しなければならない。

(一般廃棄物処理業の休止の届出)

第14条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を休止しようとするときは、休止しようとする日前10日までに市長に届け出なければならない。

(許可の更新)

第15条 法第7条第2項又は第7項に規定する許可の更新を受けようとする一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、当該許可の更新期間の満了日前2月までに一般廃棄物収集運搬業者にあっては一般廃棄物収集運搬業許可、許可更新申請書を、一般廃棄物処分業者にあっては一般廃棄物処分業許可、許可更新申請書を市長に提出しなければならない。ただし、天災その他特別の事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(許可の取消等)

第16条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 条例若しくはこの規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により法第7条第1項又は第6項に規定する許可を受けたことが判明したとき。

(鑑札)

第17条 条例第29条第1項に規定する鑑札の様式は、別記様式第11号によるものとする。

(許可証及び鑑札の返納)

第18条 許可証及び鑑札の交付を受けた者は、それらの有効期間が満了し、又は法第7条の4の規定により許可の取消しを受けたときは、直ちに当該許可証及び鑑札を市長に返納しなければ

ばならない。

2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が廃業し、死亡し、合併し、又は解散したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者は、直ちにその旨を市長に届け出るとともに、許可証及び鑑札を市長に返納しなければならない。

- (1) 廃業した場合 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者であった者
- (2) 死亡した場合 死亡した一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者の相続人
- (3) 合併した場合 合併後に相続する法人
- (4) 解散した場合 当該法人の清算人

(許可業者及び従事者の遵守事項)

第19条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者及びそれらの従事者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 作業に従事するときは、常に鑑札を携帯し、当該職員又は関係人から請求のあったときは、これを提示すること。
- (2) 許可証又は鑑札を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

(添付書類)

第20条 省令に規定する申請書及び届出書には、市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

(処理施設の使用前の検査)

第21条 市長は、法第8条の2第5項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、当該一般廃棄物処理施設が法第8条第1項の許可に係る同条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していることを確認したときは、一般廃棄物、産業廃棄物処理施設使用前検査済証（別記様式第12号）を当該施設の同条第1項の許可を受けた者に交付する。

2 前項の規定は、産業廃棄物処理施設に準用する。この場合において、同項中「法第8条の2第5項（法第9条第2項）」とあるのは「法第15条の2第5項（法第15条の2の6第2項）」と、「法第8条第1項」とあるのは「法第15条第1項」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理施設に係る特例届出書等)

第21条の2 法第15条の2の5の規定による届出は、産業廃棄物処理施設に係る特例届出書（別記様式第12号の2）によるものとする。

2 省令第12条の7の17第4項に規定する受理書の様式は、別記様式第12号の3によるものとする。

3 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設に係る変更、廃止届出書（別記様式第12号の4）によるものとする。

(再生利用業の指定の申請)

第22条 省令第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の指定を受けようとする者は、その受けようとする指定の種類ごとに一般廃棄物、産業廃棄物再生輸送、再生活用指定申請書（別記様式第13号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業所及び事業場の存する位置を示した地図並びに当該事業所及び事業場を中心とした半径500メートルの見取図
- (2) 業務を行う役員、使用人及び従業員の名簿
- (3) 取引関係を明らかにする書類
- (4) 運搬車両、運搬船及び運搬容器の写真
- (5) 運搬車両及び運搬船の検査証の写し
- (6) 事業の用に供する施設（運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図
- (7) 前号に規定する施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合にあっては、使用する権原を有すること）を証する書類
- (8) 住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- (9) 省令第2条第2号又は第2条の3第2号の指定を受けようとする者にあつては法第7条第5項第4号、省令第9条第2号又は第10条の3第2号の指定を受けようとする者にあつては法第14条第5項第2号に適合していることを記載した書類
- (10) 市税の滞納がないことを明らかにすることができる市長の証明書
- (11) 省令第2条の3第2号に規定する処分（以下「一般廃棄物再生活用」という。）又は省令第10条の3第2号に規定する処分（以下「産業廃棄物再生活用」という。）を業として行う者に係る指定を受けようとする者にあつては、利用後の廃棄物の処分方法を記載した書類

2 市長は、前項の規定により省令第2条第2号に規定する収集又は運搬（以下「一般廃棄物再生輸送」という。）を業として行う者に係る指定の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしないものとする。

- (1) 市内に住所（法人にあっては、事業場）を有すること。
- (2) 申請に係る一般廃棄物再生輸送は、省令第2条第2号に規定する一般廃棄物の全てを政令第3条第1号イからニまで、へ、チ、リ及びルの規定の例により一般廃棄物再生活用を行う施設に搬入するものであること。
- (3) 申請に係る一般廃棄物再生輸送は、一般廃棄物再生活用を業として行う者から委託を受けて行う収集又は運搬であること。
- (4) 申請に係る一般廃棄物再生輸送の用に供する施設が省令第2条の2第1号に定める基準に適合していること。

- (5) 指定を受けようとする者の能力が省令第2条の2第2号に定める基準に適合していること。
 - (6) 第3号の委託をする者から一般廃棄物再生輸送に要する費用の額として市長が適正と認める範囲内の額以外の金銭を受領しないこと。
 - (7) 指定を受けようとする者が法第7条第5項第4号に適合していること。
 - (8) 本市の市税について滞納していないこと。
- 3 市長は、第1項の規定により一般廃棄物再生活用を業として行う者に係る申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしないものとする。
- (1) 市内に住所（法人にあっては、事業場）を有すること。
 - (2) 一般廃棄物再生活用に当たり、取り扱う省令第2条の3第2号に規定する一般廃棄物の全てを政令第3条第2号ハの規定の例により保管すること。
 - (3) 一般廃棄物再生活用に伴い生ずる廃棄物を適正に処理することができること。
 - (4) 申請に係る一般廃棄物再生活用の用に供する施設が省令第2条の4第1号イ（2）及び（3）に定める基準に適合していること。
 - (5) 指定を受けようとする者の能力が省令第2条の4第1号ロに定める基準に適合していること。
 - (6) 指定を受けようとする者が法第7条第5項第4号に適合していること。
 - (7) 本市の市税について滞納していないこと。
- 4 市長は、第1項の規定により省令第9条第2号に規定する収集又は運搬（以下「産業廃棄物再生輸送」という。）を業として行う者に係る指定の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしないものとする。
- (1) 申請に係る産業廃棄物再生輸送は、省令第9条第2号に規定する産業廃棄物の全てを政令第6条第1項第1号ハ及びホの規定の例により産業廃棄物再生活用を行う施設に搬入するものであること。
 - (2) 申請に係る産業廃棄物再生輸送は、産業廃棄物再生活用を業として行う者から委託を受けて行う収集又は運搬であること。
 - (3) 申請に係る産業廃棄物再生輸送の用に供する施設が省令第10条第1号に定める基準に適合していること。
 - (4) 指定を受けようとする者の能力が省令第10条第2号に定める基準に適合していること。
 - (5) 第2号の委託をする者から産業廃棄物再生輸送に要する費用の額として市長が適正と認める範囲内の額以外の金銭を受領しないこと。
 - (6) 指定を受けようとする者が法第14条第5項第2号に適合していること。

(7) 本市の市税について滞納していないこと。

5 市長は、第1項の規定により産業廃棄物再生活用を業として行う者に係る申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしないものとする。

(1) 産業廃棄物再生活用に当たり、取り扱う省令第10条の3第2号に規定する産業廃棄物の全てを政令第6条第1項第2号ロの規定の例により保管すること。

(2) 産業廃棄物再生活用に伴い生ずる廃棄物を適正に処理することができること。

(3) 申請に係る産業廃棄物再生活用の用に供する施設が省令第10条の5第1号イに定める基準に適合していること。

(4) 指定を受けようとする者の能力が省令第10条の5第1号ロに定める基準に適合していること。

(5) 指定を受けようとする者が法第14条第5項第2号に適合していること。

(6) 本市の市税について滞納していないこと。

(指定証等の交付等)

第23条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、同項の指定をするときは、指定証(別記様式第14号)を当該申請をした者に交付するものとする。

2 市長は、指定証の交付をする際、当該交付を受ける者から誓約書(別記様式第15号)を徴するものとする。

3 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、同項の指定をしないときは、一般廃棄物、産業廃棄物再生輸送、再生活用不指定通知書(別記様式第16号)により当該申請をした者に通知するものとする。

4 市長は、前条第1項の指定に生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(変更等の届出)

第24条 指定証の交付を受けた者(以下「指定業者」という。)は、次に掲げる事項を変更し、又は当該指定に係る業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したときは、当該変更又は休止若しくは廃止のあった日から10日以内に、一般廃棄物、産業廃棄物再生輸送、再生活用指定変更、休止、廃止届出書(別記様式第17号。次項において「届出書」という。)に指定証を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 主たる事務所以外の事務所並びに事業場の名称及び所在地

(3) 事業の用に供する主要な施設の種類、数量、処理能力又は設置場所

(4) 再生活用の目的

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の届出書に必要と認める書類及び図面を添付させることができる。

(指定の更新)

第25条 第22条第1項の指定は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請は、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日の30日前までに行わなければならない。

3 前項の申請があった場合において、指定の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 第22条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

(指定証の再交付)

第26条 指定業者は、指定証を紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合は、一般廃棄物、産業廃棄物再生輸送、再生活用指定証再交付申請書（別記様式第18号）を市長に提出して、指定証の再交付を求めることができる。

2 前項の規定により指定証の再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている指定証を紛失し、又は焼失した場合を除き、当該指定証を返納の上、再交付を求めなければならない。

(指定の取消し等)

第27条 市長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定業者に係る第22条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(1) 一般廃棄物再生輸送に係る指定を受けた者が第22条第2項各号のいずれかに適合しないこととなったとき。

(2) 一般廃棄物再生活用に係る指定を受けた者が第22条第3項各号のいずれかに適合しないこととなったとき。

(3) 産業廃棄物再生輸送に係る指定を受けた者が第22条第4項各号のいずれかに適合しないこととなったとき。

(4) 産業廃棄物再生活用に係る指定を受けた者が第22条第5項各号のいずれかに適合しないこととなったとき。

(指定証の返納)

第28条 指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに指定証を市長に返納しなければならない。

(1) 第25条第1項の規定により指定がその効力を失ったとき。

(2) 前条の規定により指定を取り消されたとき。

(3) 指定に係る業を廃止したとき。

(4) 指定証の再交付を受けた場合において、紛失した指定証を発見したとき。

(帳簿の記載及び保存)

第29条 一般廃棄物再生輸送又は産業廃棄物再生輸送（以下この項において「再生輸送」という。）に係る指定業者は、省令第2条第2号に規定する一般廃棄物又は省令第9条第2号に規定する産業廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

(1) 再生輸送の年月日

(2) 再生輸送を委託した者ごとの省令第2条第2号に規定する一般廃棄物又は省令第9条第2号に規定する産業廃棄物の量

(3) 再生輸送の方法

(4) 運搬先ごとの省令第2条第2号に規定する一般廃棄物又は省令第9条第2号に規定する産業廃棄物の量

2 一般廃棄物再生活用及び産業廃棄物再生活用（以下この項において「再生活用」という。）に係る指定業者は、省令第2条の3第2号に規定する一般廃棄物又は省令第10条の3第2号に規定する産業廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

(1) 受入れ又は再生活用を行った年月日

(2) 受け入れた場合にあっては、受け入れた省令第2条の3第2号に規定する一般廃棄物又は省令第10条の3第2号に規定する産業廃棄物の量

(3) 再生活用を行った場合にあっては、再生活用を行った省令第2条の3第2号に規定する一般廃棄物又は省令第10条の3第2項に規定する産業廃棄物の量

(4) 再生活用の方法

(5) 再生活用に伴い生じた廃棄物の持出先ごとの当該廃棄物の量

3 省令第2条の5第2項及び第3項の規定は、前2項の帳簿について準用する。

(報告)

第30条 市長は、必要があると認めるときは、指定業者に対し、帳簿その他必要と認める書類の提出を求めることができる。

(和歌山市ごみ減量推進員)

第31条 市長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理、資源ごみの再利用並びに地域の清潔の保持の推進を図るため、法第5条の8第1項の規定により廃棄物減量等推進員を委嘱する。

2 前項の廃棄物減量等推進員の名称は、和歌山市ごみ減量推進員とする。

3 法第5条の8第2項に規定する活動は、第1項に規定する目的を達成するために市長が必要と認める活動とする。

4 和歌山市ごみ減量推進員の委嘱、活動その他に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和47年規則第37号。次項において「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の前に旧規則の規定に基づき行った処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定があるときは、この規則の規定に基づき行った処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成14年12月27日）

この規則は、平成15年1月14日から施行する。

附 則（平成16年3月25日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月1日）

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。
- 2 この規則による改正前に調製された残存する用紙については、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成17年6月1日）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月26日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則（以下「旧規則」という。）第22条第1項の規定によりされた指定の申請は、この規則の施行の日にこの規則による改正後の和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則（以下「新規則」という。）第22条第1項の規定によりされた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第9条第2号又は第10条の3第2号の指定の申請とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第22条第1項に規定する市長の指定を受けている者は、当該市長の指定の有効期間中に限り、新規則第22条第1項に規定する省令第9条第2号又は第10条の3第2号の指定を受けた者とみなす。
- 4 この規則の施行前に旧規則第22条第2項の規定により交付された再生利用個別指定証は、新規則第23条第1項の規定により交付された省令第9条第2号又は第10条の3第2号の指定に係る指定証とみなす。

- 5 この規則の施行の際現に市長から省令第2条第2号又は第2条の3第2号の市町村長の指定を受けている者は、当該市町村長の指定の有効期間中に限り、新規則第22条第1項に規定する省令第2条第2号又は第2条の3第2号の指定を受けた者とみなす。

附 則（平成25年9月30日）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定は、同年11月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月3日）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 3 この規則の施行の際現に第2条による改正前の和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第17条の規定により交付を受けている鑑札は、当該鑑札の有効期間中に限り、第2条による改正後の和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第17条の規定により交付された鑑札とみなす。

附 則（平成28年3月15日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月1日）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

(表面)

事業系一般廃棄物の減量、再資源化等に関する計画書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

住 所
提出者
氏 名
(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電 話 番 号
担当者氏名

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第3条第1号の規定により、事業系一般廃棄物の減量、再資源化等に関する計画書を作成しましたので提出します。

事業所の名称			
事業所の所在地			
業 種			
保 管 場 所	廃 棄 物 の 種 類	面 積	設 置 場 所
	処 分 さ れ る も の	m ²	
	再 資 源 化 さ れ る も の	m ²	
減量、再資源化及び適正な処理に関する計画	今年度計画していること	現在実施していること	

(裏面)

		前年度の排出量(トン)	今年度の計画量(トン)
処分されるもの(A)			
再資源化されるもの	古紙		
	計		
	食品廃棄物		
	計		
	缶		
	空き瓶		
	ペットボトル		
計	(B)		
総排出量(A+B)			

再資源化に関する取組状況	再資源化されるものの種類	再資源化事業者名		所在地
	再資源化率(%)	前々年度	前年度	今年度(計画)
	再資源化率の主な増減理由			
再資源化に関する今後の取組計画				

前年度実績の自己評価	
------------	--

別記様式第3号(第8条関係)

一般廃棄物 一般ごみ 処理申込書(継続・臨時)
資源ごみ

年 月 日

和歌山市長 様

申 込 者	住所	
	氏名 (代表者氏名)	電話

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例第24条の規定により、一般廃棄物の処理を申し込みます。

申 込 内 容	世帯数及び地区名	
	排出場所	

排出場所の付近見取図

別記様式第4号(第9条関係)

一般廃棄物 一般ごみ 処理委託申込書(継続・臨時)
資源ごみ

年 月 日

和歌山市長 様

申 込 者	住所	
	事業所名(店名)	業種
	氏名(代表者名)	電話

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例第25条の規定により、一般廃棄物の処理委託を申し込みます。

申 込 内 容	排出場所及び地区名	
	一般廃棄物の内容	
	一般廃棄物の排出量 (kg/日)	
	納入通知書の送付希望	① 毎月 ② 3ヶ月ごと ③ 半年ごと ④ 1年払い
排出場所の付近見取図		
※和歌山市処理欄	処理手数料	円 備考 ※欄は記入しないこと。

別記様式第5号(第9条関係)

一般廃棄物 一般ごみ 処理委託辞退届出書
資源ごみ

年 月 日

和歌山市長 様

届	住所		
出	事業所名(店名)	業種	
者	氏名(代表者名)	電話	

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第9条第4項の規定により、一般廃棄物の処理委託を辞退します。

届 出 内 容	排出場所及び地区名	
	一般廃棄物の内容	
	既納処理手数料額	
	辞 退 理 由	
	辞 退 年 月 日	
排出場所の付近見取図		
※和歌山市処理欄		※欄は記入しないこと。

別記様式第5号の2(第9条の2関係)

木くず搬入登録申請書

年 月 日

和歌山市長 様

住所

申請者

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

ファックス番号

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例第25条の2第1項の規定により、木くずの搬入登録を申請します。

事業者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏名(法人にあつては、法人の名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	
	ファックス番号	
	業種	
搬入申込量		
搬入頻度		
自動車	車名	
	車体の形状	
	最大積載量	
	車両番号	
備考		
1 業種には、日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)による分類を記入し、木製品の製造業(家具の製造業を含む。)であることを示す書類を添付してください。		
2 車検証の写しを添付してください。		
3 自動車は、最大積載量2トンを超えることができません。		

別記様式第5号の3（第9条の3関係）

自動車変更届

年 月 日

和歌山市長 様

住所
届出者 氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕
電話番号

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行規則第9条の3の規定により、
自動車の変更を届けます。

変 更 前	車 名	
	車 体 の 形 状	
	最 大 積 載 量	
	車 両 番 号	
変 更 後	車 名	
	車 体 の 形 状	
	最 大 積 載 量	
	車 両 番 号	
備考 変更後の自動車の車検証の写しを添付してください。		

別記様式第6号(第10条関係)

一般廃棄物処理手数料 減額 申請書
免除

年 月 日

和歌山市長 様

住 所
申請者
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在
地及び名称並びに代表者の氏名 〕

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例第27条の規定により、次のとおり手数料の 減額 免除 を受けたいので申請します。

手数料の種別	
手数料額	円
減額又は免除を受けようとする理由	
※減額決定額	

(注) ※欄は、記入しないこと。

別記様式第7号(第11条、第15条関係)

(表面)

一般廃棄物収集運搬業 許 可 申請書
許 可 更 新

年 月 日

(宛先)和歌山市長

住所
申請者
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

一般廃棄物収集運搬業の 許 可 許 可 更 新 を受けたいので、和歌山市廃棄物の減量推進及び
適正処理に関する条例第28条第1項の規定により添付書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲	
事務所及び事業場の所在地	[事務所] 所在地 電 話
	[事業場] 所在地 電 話
事業の用に供する施設の種類及び数量	
その他	
※事務処理欄	

(裏面)

添付書類 及び図面	<ol style="list-style-type: none">1 事業計画の概要を記載した書類2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図3 申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類4 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類5 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類6 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書7 申請者が法人である場合には、直前3年(許可の更新を申請する場合にあっては、直前2年)の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに法人税、消費税及び地方消費税の納付すべき額及び納付済額を証する書類8 申請者が法人である場合には、法第7条第5項第4号リに規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書(後見登記等に関する法律第10条第2項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)9 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人がある場合、その者の住民票の写し及び登記事項証明書10 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び登記事項証明書11 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年(許可の更新を申請する場合にあっては、直前2年)の確定申告書の写し並びに所得税、消費税及び地方消費税の納付すべき額及び納付済額を証する書類12 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書13 印鑑登録証明書 <p>(注) 許可の更新を申請する場合、上記書類及び図面のうち5、7及び11以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。</p>
--------------	---

(表面)

一般廃棄物処分業 許 可 申請書
許 可 更 新

年 月 日

(宛先)和歌山市長

住所
申請者
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

一般廃棄物処分業の 許 可 を受けたいので、和歌山市廃棄物の減量推進及び適正
許可更新
処理に関する条例第28条第1項の規定により添付書類及び図面を添えて申請します。

事業 の 範 囲	事業の区分	
	一般廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所 在地	[事務所] 所在地 電 話	
	[事業場] 所在地 電 話	
事業の用に供する施設 の種類、数量、設置場 所及び処理能力(最終 処分場の場合は、埋立 地の面積及び埋立容 量)		
保管を行う場合には、 保管を行う全ての場所 の所在地、面積、保管 する一般廃棄物の種 類、処分等のための保 管上限及び積み上げる ことができる高さ		

(裏面)

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none">1 事業計画の概要を記載した書類2 事業の用に供する施設(積替えのための保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面(当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。)3 申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類4 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類5 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類6 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書7 申請者が法人である場合には、直前3年(許可の更新を申請する場合にあつては、直前2年)の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに法人税、消費税及び地方消費税の納付すべき額及び納付済額を証する書類8 申請者が法人である場合には、法第7条第5項第4号リに規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書(後見登記等に関する法律第10条第2項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)9 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人がある場合、その者の住民票の写し及び登記事項証明書10 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び登記事項証明書11 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年(許可の更新を申請する場合にあつては、直前2年)の確定申告書の写し並びに法人税、消費税及び地方消費税の納付すべき額及び納付済額を証する書類12 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書13 一般廃棄物の処分(埋立処分又は海洋投入処分を除く。)を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類14 印鑑登録証明書 <p>(注) 許可の更新を申請する場合、上記書類及び図面のうち1、3、4、6(登記事項証明書を除く。)及び14は、その内容に変更がない限り、添付を要しない。</p>

(表面)

		第	号
一般廃棄物収集運搬業			
	許可証		
一般廃棄物処分業			
	住 所		
	氏 名		
		年 月 日生	
年 月 日	付け一般廃棄物収集運搬業(処分業)許可申請について		
次のとおり許可する。		年 月 日	
	和歌山市長		印
1 業 種			
2 有効期間			
3 条 件			
4 区 域			

(裏面)

	注 意 事 項
1	公衆衛生又は治安維持の職務に従事する公務員の請求があったときは、この許可証を提示すること。
2	この許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
3	有効期間の満了又はその他の理由によりこの許可証が不必要になったときは、直ちに返納すること。

別記様式第10号(第13条関係)

一般廃棄物収集運搬業 許可証再交付申請書
一般廃棄物処分量

年 月 日

和歌山市長 様

申請者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第13条第2項の規定により、次のとおり申請します。

許 可 証 の 名 称	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
再 交 付 申 請 の 理 由	

添付書類 許可証(忘失した場合を除く。)

(表面)

		第 号	
		一般廃棄物収集運搬業	従事者鑑札
		一般廃棄物処理業	
写 真	所在地 (住所)		
	事業者名		
	氏名		
1 有効期間	年 月 日から	年 月 日まで	
2 区 域			
		年 月 日	
和歌山市長			印

(裏面)

注 意 事 項	
1	この鑑札は、作業中常に携帯し、当該職員又は関係人から請求があったときは提示すること。
2	この鑑札は、他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
3	有効期間の満了又はその他の理由によりこの鑑札が不必要になったときは、直ちに返納すること。
4	この鑑札を亡失し、又は毀損したときは、直ちに再交付を受けること

別記様式第12号(第21条関係)

一般廃棄物
産業廃棄物 処理施設使用前検査済証

年 月 日

様

和歌山市長



次の施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条の2第1項第1号 第15条の2第1項第1号 に規定する
技術上の基準に適合していることを証する。

許可の年月日	
許可番号	
施設の設置場所	
施設の種類	

産業廃棄物処理施設に係る特例届出書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

住所

届出者

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

一般廃棄物を処理したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設	設置の場所	
	△ 処理施設の種類	
	△ 処理能力	t/日()時間 t/時間
	〔最終処分場である場合には、埋立処分に供される場所の面積及び残余の埋立容量〕	火格子面積 m ² 埋立地の残余面積 m ² 埋立残余容量 m ³
	許可年月日	
	許可番号	
	△ 処理する産業廃棄物の種類	
△ 許可条件		
△産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み		
※事務処理欄		
備考		
<p>1 ※欄は記入しないこと。</p> <p>2 産業廃棄物処理施設の種類については、廃プラスチック類の破砕施設、廃プラスチック類の焼却施設、木くずの破砕施設、がれき類の破砕施設、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物若しくは動物の死体の焼却施設又は管理型産業廃棄物最終処分場の別を記入してください。</p> <p>3 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、廃プラスチック類、木くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16の各号に掲げる一般廃棄物の種類を記入してください。</p> <p>4 次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 産業廃棄物処理施設許可証の写し</p> <p>(2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては、次に掲げるいずれかの書類</p> <p>イ 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第7条第6項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類</p> <p>ロ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみ処分を業として行う者であることを示す書類</p> <p>ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号に該当する者であることを示す書類</p> <p>ニ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の9の認定証の写し</p> <p>5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。</p>		

別記様式第12号の3(第21条の2関係)

受 理 書

年 月 日

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による届出を受理しました。

和歌山市長



届 出 年 月 日	年 月 日	受 理 番 号	
産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種 類			
処 理 す る 一般廃棄物の種 類			
産業廃棄物処理施設 設置許可年月日			
産業廃棄物処理施設 設置許可番号			
産業廃棄物処理施設 許 可 条 件			

別記様式第12号の4(第21条の2関係)

産業廃棄物処理施設に係る 変更 届出書
廃止

年 月 日

(宛先)和歌山市長

住所
届出者

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

産業廃棄物処理施設の種類の変更
処理する産業廃棄物の種類の変更 をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施
一般廃棄物の処理の事業の廃止

行規則第12条の7の17第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による届出の年月日		年 月 日	受理番号	
変更の内容	産業廃棄物処理施設の種類の種類			
	処理する産業廃棄物の種類の種類			
	一般廃棄物の処理の事業の廃止	廃止した日	年 月 日	
※事務処理欄				
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 受理書を添付してください。				

一般廃棄物 再生輸送
産業廃棄物 再生活用 指定申請書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

申請者 住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第22条第1項の規定により、次のとおり申請します。

受けようとする指定に係る業の別	一般廃棄物再生輸送・産業廃棄物再生輸送 一般廃棄物再生活用・産業廃棄物再生活用
取り扱う一般廃棄物・産業廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地	
運搬車、運搬船その他の主たる運搬施設の種類、数量及び駐車場の所在地	
一般廃棄物・産業廃棄物の排出者に係る事項	
再生活用により得られる有用物の利用方法	
一般廃棄物・産業廃棄物を搬入する再生活用施設の所在地、指定番号及び再生活用を行う者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）	

指定証

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第23条第1項の規定により指定を受けていることを証する。

指定年月日	
指定番号	
指定に係る業の種類	一般廃棄物再生輸送・産業廃棄物再生輸送 一般廃棄物再生活用・産業廃棄物再生活用
取り扱う一般廃棄物・産業廃棄物の種類	
運搬車、運搬船その他の主たる運搬施設の種類、数量及び駐車場の所在地	
再生活用により得られる有用物の利用方法	
指定の有効期限	
指定の条件	

誓約書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

誓約者 住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第23条第2項の規定により、次のとおり誓約します。

- 1 指定条件及び指定証記載事項を遵守します。
- 2 業務の実施に当たり、第三者に損害（人的又は物的損害その他全ての損害を含む。）を与えた場合は、私の責任において解決します。

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長

印

一般廃棄物 再生輸送
産業廃棄物 再生活用 不指定通知書

年 月 日付けでされた和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第22条第1項の規定による申請について、同項の指定をしないことに決定したので、同規則第23条第3項の規定により通知します。
理由

教示

- 1 この処分不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第17号（第24条関係）

一般廃棄物 再生輸送
産業廃棄物 再生活用

指定

変更
休止
廃止

届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

届出者 住 所
氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 （ ）

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第24条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

指定年月日		
指定番号		
指定に係る業の種類	一般廃棄物再生輸送・産業廃棄物再生輸送 一般廃棄物再生活用・産業廃棄物再生活用	
変更内容	事項	
	変更前	
	変更後	
変更・休止・廃止年月日		
変更・休止・廃止の理由		

添付書類 指定に係る業の全部を廃止した場合又は指定証の記載事項に変更のある場合は指定証

別記様式第18号（第26条関係）

一般廃棄物 再生輸送
産業廃棄物 再生活用 指定証再交付申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申請者 住 所
氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 （ ）

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第26条第1項の規定により、次のとおり再交付を申請します。

指定年月日	
指定番号	
指定に係る業の種類	一般廃棄物再生輸送・産業廃棄物再生輸送 一般廃棄物再生活用・産業廃棄物再生活用
再交付申請の理由	

添付書類 指定証（紛失し、又は焼失した場合を除く。）

3 和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例

平成13年3月28日

条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開等必要な事項を定めることにより、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防を図り、もって地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設及びこれに準ずる産業廃棄物処理施設で規則で定めるものをいう。
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置 産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又はその構造若しくは規模を変更（規則で定める変更を除く。）することをいう。
- (3) 紛争 産業廃棄物処理施設の設置に伴って生ずる周辺的生活環境に及ぼす影響に関する関係住民と事業者との間の紛争をいう。
- (4) 事業者 産業廃棄物処理施設の設置をしようとする者をいう。
- (5) 関係住民 産業廃棄物処理施設の設置に伴って生活環境に著しい影響を受けると認められる者をいう。

(市の責務)

第3条 市は紛争を予防するとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整を図るものとする。

(当事者の責務)

第4条 事業者は、産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、紛争の予防に関し市の施策に協力するとともに、周辺的生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、関係住民との良好な関係を損なわないよう努めなければならない。

2 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重するとともに、紛争が生じたときは、互譲の精神をもって、自主的に解決するよう努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第5条 事業者は、次に掲げる事項について定めた計画（以下「事業計画」という。）を記載した書類（以下「事業計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置の目的又は設置を必要とする理由
- (2) 産業廃棄物処理施設の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置場所
- (4) 産業廃棄物処理施設の処理能力

- (5) 産業廃棄物処理施設の処理方法、構造及び設備の概要
- (6) 生活環境の保全のための措置及びその結果期待される効果
- (7) 事業を実施するために必要な許可の種類
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 前項の事業計画書の提出は、産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請又は届出前に行わなければならない。

(周知計画書の提出)

第6条 事業計画書を提出した事業者は、次に掲げる事項を記載した関係住民に周知させるための計画書(以下「周知計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画についての説明会(以下「説明会」という。)の開催に関する事項
- (2) 次条に規定する広告及び縦覧に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(広告及び縦覧)

第7条 事業者は、周知計画書の提出後、速やかに次に掲げる事項を記載した広告をし、事業計画書の写しを当該広告をした日から起算して30日間関係住民の縦覧に供しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)
- (2) 事業計画書の写しの縦覧場所及び期間
- (3) 説明会の場所及び日時
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項に規定する広告は、印刷物の配布、日刊新聞紙への掲載その他の市長が適当と認める方法により行わなければならない。

3 第1項に規定する縦覧は、毎日10時から16時まで行わなければならない。

(説明会の開催等)

第8条 事業者は、事業計画について周知を図るため、関係住民に対し説明会を開催しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 事業者は、関係住民の交通の便を最大限考慮して説明会の開催場所を決定しなければならない。

3 事業者は、説明会において事業計画の内容を平易に記載した書類又は図面を配付し、説明するとともに次条に規定する意見書の提出ができることを述べなければならない。

(関係住民の意見書の提出)

第9条 地域における健全な生活環境の維持及び向上の見地から、事業計画について意見を有する関係住民は、第7条第1項の規定による広告のあった日の翌日から起算して45日を経過する日(同項の規定による縦覧期間満了の日までに周知計画に定める説明会が終了しない場合にあつては、当該説明会が終了した日の翌日から起算して2週間を経過する日)までに、当該意見を記載した書面を市長及び事業者に提出することができる。

(実施状況の報告書の提出)

第10条 事業者は、第8条第1項の規定による説明会を開催したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 説明会の開催場所及び日時
- (2) 説明会の概要
- (3) 説明会の記録
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の報告書には、説明会で配付した書類及び図面を添付しなければならない。

(指導又は助言)

第11条 市長は、事業計画について関係住民の意見を十分に考慮し、事業計画が地域における健全な生活環境の維持及び向上に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、事業者に対し必要な指導又は助言を行うものとする。

(生活環境の維持及び向上に関する協定の締結)

第12条 市長は、関係住民の意見を尊重し、必要があると認めるときは、事業者に対し次に掲げる事項に関し市と協定を締結することを要請するものとする。

- (1) 生活環境の保全のための措置に関する事項
- (2) 生活環境の維持及び向上に関する協定の履行の保証及びその不履行の場合の措置に関する事項
- (3) その他市長が地域における健全な生活環境の維持及び向上に必要と認める事項

2 事業者は、前項の規定による生活環境の維持及び向上に関する協定の締結を求められたときは、これに応じなければならない。

(事業計画又は説明会の変更の届出等)

第13条 事業計画書又は周知計画書を提出した事業者は、事業計画又は説明会の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条から前条までの規定は事業計画の変更(規則で定める変更を除く。)について、第6条から第10条までの規定は説明会の変更(規則で定める変更を除く。)について準用する。

(事業計画の廃止の届出等)

第14条 事業計画書を提出した事業者は、事業計画を廃止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業計画書を提出した事業者は、前項の規定による届出後、速やかに事業計画を廃止した旨の広告をしなければならない。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

4 和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例施行規則

平成13年3月30日

規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例（平成13年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める産業廃棄物処理施設)

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定める産業廃棄物処理施設は、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずの破碎施設で1日当たりの処理能力が5トンを超えるものとする。

(規則で定める産業廃棄物処理施設の変更)

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める変更は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、その処理能力に10パーセント以上の変更を生じないこと。

(2) 公害防止設備の改善その他生活環境の維持及び向上の見地から支障がないと認められること。

(事業計画書の様式)

第4条 条例第5条に規定する事業計画書の様式は、別記様式第1号とする。

(周知計画書の様式)

第5条 条例第6条に規定する周知計画書の様式は、別記様式第2号とする。

(意見書の様式)

第6条 条例第9条に規定する意見書の様式は、別記様式第3号とする。

(実施状況の報告書の様式)

第7条 条例第10条に規定する報告書の様式は、別記様式第4号とする。

(事業計画の変更届の様式)

第8条 条例第13条第1項に規定する事業計画の変更届の様式は、別記様式第5号とする。

(説明会の変更届の様式)

第9条 条例第13条第1項に規定する説明会の変更届の様式は、別記様式第6号とする。

(規則で定める事業計画の変更)

第10条 条例第13条第2項に規定する規則で定める事業計画の変更は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 産業廃棄物処理施設の主要な設備の変更を伴わず、かつ、その処理能力に10パーセント以上の変更を生じないこと。

(2) 公害防止設備の改善その他生活環境の維持及び向上の見地から支障がないと認められること。

(規則で定める説明会の変更)

第11条 条例第13条第2項に規定する規則で定める変更は、説明会で配布する書類及び図面の変更とする。

(廃止届の様式)

第12条 条例第14条第1項に規定する廃止届の様式は、別記様式第7号とする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第4条関係)

事 業 計 画 書

年 月 日

和歌山市長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物処理施設の設置の目的又は設置を必要とする理由	
産業廃棄物処理施設の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設の設置場所	
産業廃棄物処理施設の処理能力	
産業廃棄物処理施設の処理方法、構造及び設備の概要	
生活環境の保全のための措置及びその結果期待される効果	
事業を実施するために必要な許可の種類	
そ の 他 の 事 項	

別記様式第2号(第5条関係)

周 知 計 画 書

年 月 日

和歌山市長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 の 種 類		
説 明 会 に 関 する 事 項	開 催 日 時	
	開 催 場 所	
	対 象 地 域	
	開 催 の 周 知 方 法	
	配 布 す る 書 類 及 び 図 面 の 名 称	
広 告 及 び 縦 覧 に 関 す る 事 項	広 告 す る 地 域	
	広 告 す る 日	
	縦 覧 場 所	
	縦 覧 期 間	
そ の 他 の 事 項		

別記様式第3号(第6条関係)

意 見 書

年 月 日

様

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

<p>事業計画に対する 地域における健全 な生活環境の維持 及び向上の見地か らの意見</p>	
---	--

別記様式第4号(第7条関係)

説明会実施状況報告書

年 月 日

和歌山市長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

説明会の日時及び場所	
説明会の概要	
説明会の記録	
その他の事項	

添付種類 説明会で配布した書類及び図面

別記様式第5号(第8条関係)

事業計画変更届

年 月 日

和歌山市長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

変更する事項	変 更 前	変 更 後

別記様式第6号(第9条関係)

説 明 会 変 更 届

年 月 日

和歌山市長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

変更する事項	変 更 前	変 更 後

別記様式第7号(第12条関係)

事業計画廃止届

年 月 日

和歌山市長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃止しようとする事業計画	
--------------	--

5 和歌山市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例

平成25年3月26日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)に定めるもののほか、産業廃棄物の処理に関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の不適正な処理の未然防止及び早期是正を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 排出事業者 事業活動に伴って産業廃棄物を生じさせる者をいう。
- (3) 処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者をいう。
- (4) 土地等 産業廃棄物の処理の用に供する土地又は建物をいう。
- (5) 土地等所有者 土地等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 産業廃棄物処理施設等 産業廃棄物処理施設及び処理の用に供する施設をいう。
- (7) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- (8) 処理の用に供する施設 省令第9条の2第1項第4号及び第10条の12第1項第4号に規定する事業の用に供する施設(積替え又は保管の用に供するものに限る。)並びに省令第10条の4第1項第4号及び第10条の16第1項第4号に規定する事業の用に供する施設(産業廃棄物処理施設を除く。)をいう。

(市の責務)

第3条 市は、排出事業者、処理業者及び土地等所有者に対し、適切な指導及び助言を行うものとする。

2 市は、和歌山県と密接な連携を図るとともに、その協力を得て、産業廃棄物の適正な処理を推進するものとする。

3 市は、産業廃棄物の不適正な処理の未然防止のため、定期的に排出事業者(法第12条第3項及び第4項並びに第12条の2第3項及び第4項、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第8条並びに建設工事に係る資材の再

資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出をした者に限る。）及び処理業者の事業場への立入検査を行うものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、産業廃棄物の不適正な処理が行われているおそれがあることを知ったときは、速やかに市その他関係機関へ通報するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

（排出事業者の責務）

第5条 排出事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 排出事業者は、産業廃棄物の発生を抑制し、再利用その他の方法により、産業廃棄物の減量に努めなければならない。

3 排出事業者は、産業廃棄物処理施設を設置する場合は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理においては、環境汚染の防止及び安全管理上必要な体制の整備に努めなければならない。

4 排出事業者は、法第12条第5項又は第12条の2第5項の規定により産業廃棄物の運搬又は処分を処理業者に委託する場合には、当該処理業者の許可の区分、産業廃棄物の種類、許可の条件、許可の有効期間、産業廃棄物処理施設等の能力、処理方法等を調査し、選定し、適正な処理に要する費用を負担するとともに、事業場を定期的に確認するなど、処理状況の把握に努めなければならない。

5 排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を受託した処理業者が当該産業廃棄物の不適正な処理を行っていることを知ったときは、速やかに不適正な処理を中止させ、若しくは是正させ、又は原状を回復させるよう努めなければならない。

6 排出事業者は、市が実施する産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

（処理業者の責務）

第6条 処理業者は、産業廃棄物処理施設等を設置した地域の環境に配慮し、産業廃棄物処理施設等の環境保全のための対策の実施、周辺環境の整備及び安全性の確保に努めなければならない。

2 処理業者は、産業廃棄物処理施設等の維持管理においては、環境汚染の防止及び安全管理上必要な体制の整備に努めなければならない。

3 処理業者は、市が実施する産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

（土地等所有者の責務）

第7条 土地等所有者は、その所有し、占有し、又は管理する土地等において産業廃棄物の不適

正な処理が行われないう努めなければならない。

- 2 土地等所有者は、産業廃棄物の処理のためにその所有し、占有し、又は管理する土地等を他人に使用させている場合、その使用の状況の把握に努めなければならない。
- 3 土地等所有者は、その所有し、占有し、又は管理する土地等において産業廃棄物の不適正な処理が行われているおそれがあると認めるときは、速やかに市その他関係機関へ通報するよう努めなければならない。
- 4 土地等所有者は、その所有し、占有し、又は管理する土地等において産業廃棄物の不適正な処理が行われていることを知ったときは、当該処理を行った者に対し、当該不適正な処理をやめるよう求め、生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 土地等所有者は、市が実施する産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の構造)

第8条 産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。以下この条及び第11条において同じ。）の設置者は、省令第12条各号及び第12条の2に規定する技術上の基準を遵守するとともに、当該産業廃棄物処理施設の構造を次に掲げる技術上の基準に適合させるように努めなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設の周囲にはみだりに人が立ち入ることを防止することができる囲いが設けられていること。
- (2) 入口の見やすい箇所に、産業廃棄物処理施設であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。
- (3) 産業廃棄物処理施設を設置する事業場において産業廃棄物の保管を行う場合は、それぞれの保管場所に保管する産業廃棄物の種類及び最大保管量を表示する立札その他の設備が設けられていること。
- (4) 生活環境の保全上必要な措置として規則で定める措置がとられていること。

(最終処分場の構造)

第9条 最終処分場の設置者は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条に規定する技術上の基準を遵守するとともに、当該最終処分場の構造を次に掲げる技術上の基準に適合させるように努めなければならない。

- (1) 最終処分場を設置する事業場において産業廃棄物の保管を行う場合は、それぞれの保管場所に保管する産業廃棄物の種類及び最大保管量を表示する立札その他の設備が設けられていること。
- (2) 生活環境の保全上必要な措置として規則で定める措置がとられていること。

(処理の用に供する施設の構造)

第10条 処理の用に供する施設の設置者は、当該処理の用に供する施設の構造を次に掲げる技術上の基準に適合させるように努めなければならない。

- (1) 省令第12条第1号、第3号から第5号まで及び第7号に掲げる基準
- (2) 処理の用に供する施設から放流する排水により生活環境の保全上支障が生じるおそれのある場合は、適切な排水処理設備が設けられていること。
- (3) 処理の用に供する施設を設置する事業場には、みだりに人が立ち入ることを防止することができる囲いが設けられていること。
- (4) 入口の見やすい箇所に、処理の用に供する施設であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。
- (5) 処理の用に供する施設を設置する事業場において産業廃棄物の保管を行う場合は、それぞれの保管場所に保管する産業廃棄物の種類及び最大保管量を表示する立札その他の設備が設けられていること。
- (6) 生活環境の保全上必要な措置として規則で定める措置がとられていること。
(産業廃棄物処理施設の維持管理)

第11条 産業廃棄物処理施設の設置者は、省令第12条の6各号及び第12条の7に規定する技術上の基準を遵守するとともに、次に掲げる技術上の基準に適合するように当該産業廃棄物処理施設の維持管理に努めなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設を設置する事業場の出入口の施錠その他みだりに人が当該事業場に立ち入ることを防止することができる措置をとること。
- (2) 第8条第2号及び第3号に規定する立札その他の設備を常に見やすい状態に保つこと。
- (3) 第8条第2号及び第3号の規定により立札その他の設備に表示する事項を常に正確かつ最新の内容に保つこと。
- (4) 生活環境の保全上必要な措置として規則で定める措置をとること。

2 前項の場合において、省令第12条の6第8号の規定の適用については、同号中「定期的に」とあるのは、「1年に1回以上」とする。

(最終処分場の維持管理)

第12条 最終処分場の設置者は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条に規定する技術上の基準を遵守するとともに、次に掲げる技術上の基準に適合するように当該最終処分場の維持管理に努めなければならない。

- (1) 第9条第1号に規定する立札その他の設備を常に見やすい状態に保つこと。
- (2) 第9条第1号の規定により立札その他の設備に表示する事項を常に正確かつ最新の内容に保つこと。
- (3) 生活環境の保全上必要な措置として規則で定める措置をとること。
(処理の用に供する施設の維持管理)

第13条 処理の用に供する施設の設置者は、次に掲げる技術上の基準に適合するように当該処理の用に供する施設の維持管理に努めなければならない。

- (1) 省令第12条の6第1号から第4号まで及び第6号に掲げる基準
- (2) 処理の用に供する施設から排水を放流する場合は、1年に1回以上、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
- (3) 処理の用に供する施設を設置する事業場の出入口の施設その他みだりに人が当該事業場に立ち入ることを防止することができる措置をとること。
- (4) 第10条第4号及び第5号に規定する立札その他の設備を常に見やすい状態に保つこと。
- (5) 第10条第4号及び第5号の規定により立札その他の設備に表示する事項を常に正確かつ最新の内容に保つこと。
- (6) 生活環境の保全上必要な措置として規則で定める措置をとること。

(事実の把握等)

第14条 産業廃棄物処理施設等の設置者は、政令第4条の6各号に定める法令の規制基準を超えたときその他市長が必要と認めるときは、市長に対し、報告又は資料の提出を行わなければならない。

2 市長は、第4条第1項又は第7条第3項の規定による通報があった場合において市長が必要と認めるときは、当該通報に係る事実の確認をするために必要な限度において、排出事業者、処理業者、土地等所有者、産業廃棄物処理施設等の設置者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

3 前項の場合において、報告又は資料の作成のため特に必要と認めるときは、市長は、産業廃棄物処理施設等の設置者に対し、その目的を達成するために必要な最小限度において、産業廃棄物処理施設等の作業の一時停止又は最終処分場の埋め立て処分の場所の掘起しを求めることができる。

(行政指導)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、土地等所有者又は産業廃棄物施設等の設置者に対し、必要な措置について指導又は勧告をするものとする。

- (1) 産業廃棄物処理施設等の構造について第8条から第10条までの規定に違反していると市長が認めるとき。
- (2) 産業廃棄物処理施設等の維持管理について第11条から第13条までの規定に違反していると市長が認めるとき。
- (3) 正当な理由がなく、前条の規定による報告又は資料の提出をしなかったとき。

2 前項の指導又は勧告は、書面で行わなければならない。ただし、軽微なものであると市長が認めるものについては、口頭で行うことができる。

(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する産業廃棄物処理施設等の設置者については、第15条第1項の規定は、この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に産業廃棄物の処理の用に供している土地等に係る土地等所有者については、第15条第1項第3号の規定は、この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、適用しない。

6 和歌山市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則

平成25年3月28日

規則第26号

改正 平成28年9月1日規則第84号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成25年条例第17号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(産業廃棄物処理施設の構造)

第2条 条例第8条第4号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。次号において同じ。）へ外部からの雨水等が流入することにより生活環境の保全上支障が生じるおそれのある場合は、開渠^{きよ}その他の流入を防止するための設備が設けられていること。

(2) 産業廃棄物処理施設からの排水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項の公共用水域（以下「公共用水域」という。）に放流する場合にあっては、放流口まで管渠^{きよ}構造（排水が産業廃棄物処理施設から放流口までの間であふれるおそれがある場合にあっては、暗渠^{きよ}構造）であること。

(3) 粉じんが生ずるおそれのある場合は、周囲への飛散を防止するために必要なフード又は集じん器、散水装置その他の設備が設けられていること。

(4) 油水分離槽を設置する場合にあっては、分離された廃油を抜き取ることができる設備及び当該廃油を貯留することができる設備が備えられていること。

(5) 煙突等から排出されるガスにより生活環境の保全上支障が生じるおそれのある場合は、適切な排ガス処理設備が設けられていること。

(6) 車両に土砂等が付着するおそれがある場合は、付着した土砂等を洗い落とすことができる洗車設備が設けられていること。

(7) 適切な広さの管理事務所等が設けられていること。

(最終処分場の構造)

第3条 前条の規定は、条例第9条第2号の規則で定める措置について準用する。この場合において、前条第1号中「産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。次号において同じ。）」とあり、及び同条第2号中「産業廃棄物処理施設」とあるのは「最終処分場」と読み替えるものとする。

(処理の用に供する施設の構造)

第4条 第2条の規定は、条例第10条第6号の規則で定める措置について準用する。この場合において、第2条第1号中「産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。次号において同じ。）」とあり、及び同条第2号中「産業廃棄物処理施設」とあるのは「処理の用に供する施設」と読

み替えるものとする。

(産業廃棄物処理施設の維持管理)

第5条 条例第11条第4号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。以下この条において同じ。）の煙突等から排出されるガスによる生活環境の保全上支障が生じないようにするとともに、毎年1回以上検査等を行うこと。
- (2) 洗車設備は、定期的に点検し、土砂等が堆積した場合は、速やかに除去し、良好な状態にしておくこと。
- (3) 産業廃棄物処理施設の構造上外部からの雨水等の流入が防止できない場合であって、雨水等が流入することにより生活環境の保全上支障が生じるおそれがある場合は、産業廃棄物処理施設へ外部から雨水等が流入しないよう必要な措置を講ずること。
- (4) 搬入道路等の安全確保を図るために交通整理を行う者を配置するなど必要な措置を講ずること。
- (5) 常に産業廃棄物処理施設を設置する事業場及びその周辺の清掃等を行い、美観の保持に努めること。
- (6) 可燃性の産業廃棄物を取り扱う場合は、防災計画を策定し、適切な消火器等を設けるとともに、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。
- (7) 粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
- (8) 搬入された産業廃棄物について、許可を受けている種類以外の物の混入を避けるために必要な措置を講ずること。
- (9) 産業廃棄物処理施設の構造、運転管理、維持管理等を勘案して発生の危険がある事故を想定し、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 事故が発生した場合の対応に係る責任体制、緊急連絡体制等事故が発生した場合において講ずる措置の内容等を記載した手引書等の作成
 - イ 事故の発生を未然に防止するための措置
 - ウ 事故が発生した場合における生活環境の保全上の支障の発生及び拡大の防止のために必要な対応及び措置
 - エ その他市長が必要と認める措置

(最終処分場の維持管理)

第6条 前条の規定は、条例第12条第3号の規則で定める措置について準用する。この場合において、前条第1号中「産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。以下この条において同じ。）」とあり、並びに同条第3号、第5号及び第9号中「産業廃棄物処理施設」とあるのは「最終処分場」と読み替えるものとする。

(処理の用に供する施設の維持管理)

第7条 第5条の規定は、条例第13条第6号の規則で定める措置について準用する。この場合において、第5条第1号中「産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。以下この条において同じ。）」とあり、並びに同条第3号、第5号及び第9号中「産業廃棄物処理施設」とあるのは「処理の用に供する施設」と読み替えるものとする。

（条例第14条第1項に規定する市長が必要と認めるとき）

第8条 条例第14条第1項に規定する市長が必要と認めるときは、次に掲げる場合とする。

（1） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の6第8号又は条例第13条第2号に規定する水質検査の結果が、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に該当するとき。

ア 公共用水域に排水を放流する施設 次の（ア）又は（イ）に掲げる排水の汚染状態の区分に応じ、（ア）又は（イ）に定める状態であるとき。

（ア） 水質汚濁防止法第3条第2項の有害物質による排水の汚染状態 排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第1の左欄に掲げる有害物質の種類のうちいずれかについて同表の右欄に掲げる許容限度を超えたとき。

（イ） （ア）以外の排水の汚染状態 排水基準を定める省令別表第2の左欄に掲げる項目のうちいずれかについて同表の右欄に掲げる許容限度を超えたとき。

イ 下水道に排水を放流する施設 下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項及び第12条の11第1項第1号並びに和歌山市下水道条例（昭和59年条例第17号）第10条及び第12条の規定による基準を超えたとき。

（2） 最終処分場において行う水質検査の結果が、次のいずれかに該当するとき。

ア 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下この号において「最終処分基準省令」という。）第2条第2項第1号及び第3号においてその例によることとされた最終処分基準省令第1条第2項第10号ロ及びハの規定による測定の結果が同号イの規定による測定の結果の2倍以上の値となったとき。

イ 最終処分基準省令第2条第2項第2号ハ（2）の規定による測定の結果が同号ハ（1）の規定による測定の結果の2倍以上の値となったとき。

ウ 最終処分基準省令第2条第2項第3号においてその例によることとされた最終処分基準省令第1条第2項第14号ハ（1）及び（2）の規定による測定の結果が基準を超えたとき。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月1日）

この規則は、平成28年9月15日から施行する。

7 和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和60年7月18日

条例第22号

改正 平成6年10月13日条例第26号

平成13年3月28日条例第19号

平成24年3月23日条例第6号

令和2年3月23日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(登録)

第2条 市内において、浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、3年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第3条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

(4) 営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及び交付年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 申請者が第5条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する書類
- (2) 第9条第3項に規定する器具の明細を記載した書類
- (3) 市内の浄化槽清掃業者との連絡に関する規則で定める書類
- (4) その他規則で定める書類又は図面

(登録の実施)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちに当該申請者に規則で定める登録証を交付しなければならない。

3 何人も、市長に対し、その登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）に関する浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(登録の拒否)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

(2) 第12条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者

(3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの

(4) 第12条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(7) 第9条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で

定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第4条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。

(廃業等の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡し、又は失そう宣告を受けた場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者
- (3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であつた個人又は浄化槽保守点検業者であつた法人の役員

(登録の抹消)

第8条 市長は、前条の規定による届出があつた場合（同条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。）又は登録がその効力を失つた場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消した場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を前条の規定による届出をした者又は当該浄化槽保守点検業者であつた者に通知しなければならない。

(営業所の設置等)

第9条 浄化槽保守点検業者は、市内に営業所を設置し、営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。

2 前項の浄化槽管理士は、浄化槽保守点検業者の専属で、かつ、営業所ごとに専任でなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、前3項の規定のいずれかに抵触する場合は、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

5 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

6 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従つて浄化槽の保守点検を行うこととし、その際、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽の管理者及び浄化槽の管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあつては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

7 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた当該浄化槽管理者に法第7条及び第11条に規定する水質に関する検査を受けさせるよう努めなければならない。

8 浄化槽管理士は、その職務を行うときは、浄化槽管理士の資格を証するものを携帯しなければならない。

9 浄化槽保守点検業者は、営業所に置いた全ての浄化槽管理士に対し、規則で定める研修を浄化槽保守点検業の登録の有効期間ごとに受講させ、その受講記録を受講の日から3年間保管しなければならない。

(標識の掲示)

第10条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第11条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第12条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2) 第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき。

(3) 第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第14条の規定による助言、指導又は勧告に従わず、情状特に重いとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定により処分をした場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を当事者に通知しなければならない。

(報告徴収、立入検査等)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者

に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言等)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務について必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(手数料)

第15条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 第2条第1項の規定により登録を受けようとする者 35,000円

(2) 第2条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者 35,000円

(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100,000円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項又は第3項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者

(2) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第12条第1項の規定による命令に違反した者

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。

(1) 第13条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第13条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から6月間は、第2条第1項の登録を受けなくても引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。

附 則 (平成6年10月13日)

この条例は、和歌山市行政手続条例（平成7年条例第3号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成7年8月1日）

附 則（平成13年3月28日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月23日）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項の規定による登録を受けている者については、この条例による改正後の和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第9条第9項の規定は、当該登録に係る有効期間が満了するまでの間、適用しない。

8 和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

昭和60年9月30日

規則第39号

改正 平成10年1月30日規則第1号

平成17年3月1日規則第20号

令和2年3月24日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(更新の登録)

第2条 条例第2条第3項の規定による更新の登録を受けようとする者は、有効期間の満了の日前30日までに登録申請書を市長に提出しなければならない。

(登録申請書の様式)

第3条 条例第3条第1項に規定する申請書は、別記様式第1号によるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第4条 条例第3条第2項に規定する添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 誓約書（別記様式第2号）
- (2) 器具の明細書（別記様式第3号）
- (3) 浄化槽清掃業者との連絡に関する書類（別記様式第4号）
- (4) 営業所に置く浄化槽管理士が交付を受けた浄化槽管理士免状の写し
- (5) 営業所の附近見取図
- (6) 登録申請者が法人にあつては、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類又は図面

(登録簿の様式)

第5条 条例第4条第1項に規定する浄化槽保守点検業者登録簿は、別記様式第5号によるものとする。

(登録証の様式)

第6条 条例第4条第2項に規定する登録証は、別記様式第6号によるものとする。

(変更の届出)

第7条 条例第6条第1項に規定する届出は、浄化槽保守点検業登録事項変更届出書（別記様式第7号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、条例第4条第2項又は第6条第2項の規定により交付を受けた登録証を添付しなければならない。

(廃業等の届出)

第 8 条 条例第 7 条に規定する廃業等の届出は、浄化槽保守点検業廃止届出書（別記様式第 8 号）により行うものとする。この場合においては、前条第 2 項の規定を準用する。

(営業所に設置する器具)

第 9 条 条例第 9 条第 3 項に規定する器具は、別表のとおりとする。

(研修)

第 10 条 条例第 9 条第 9 項に規定する研修は、一般社団法人和歌山県浄化そう協会が実施する技術講習会とする。ただし、一般社団法人全国浄化槽団体連合会又は公益財団法人日本環境整備教育センターが実施する浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 48 条第 2 項第 3 号に基づく研修をもってこれに代えることができる。

(標識の掲示)

第 11 条 条例第 10 条に規定する浄化槽保守点検業者が営業所に掲げる標識は、別記様式第 9 号によるものとする。

2 前項の標識の記載事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録番号及び登録年月日
- (3) 浄化槽管理士の氏名

(帳簿の備付け等)

第 12 条 条例第 11 条の規定により浄化槽保守点検業者が営業所に備えなければならない帳簿は、別記様式第 10 号によるものとする。

2 前項の帳簿の記載事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 委託を受けた浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- (2) 委託を受けた年月日
- (3) 委託を受けた浄化槽の設置場所
- (4) 当該浄化槽の保守点検、清掃及び水質検査の年月日
- (5) 浄化槽管理士の氏名及び免状の交付番号

3 第 1 項の帳簿は、委託を受けた浄化槽 1 基ごとに作成することとし、保存期間は 3 年とする。

(身分を示す証明書の様式)

第 13 条 条例第 13 条第 3 項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第 11 号によるものとする。

(委任)

第 14 条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成10年1月30日）抄

- 1 この規則は、平成10年2月1日から施行する。

附 則（平成17年3月1日）

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。
- 2 この規則による改正前に調製された残存する用紙については、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（令和2年3月24日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表

保守点検用具	水質測定用具	特殊用具
1 水準器	1 水温計	1 電流計
2 スカム破砕道具	2 水素イオン濃度測定器具	2 電圧計
3 夾 <small>きょう</small> 雑物 <small>わき</small> 搔上工具	3 溶存酸素計	3 薬品保管箱
4 汚物収納容器	4 透視度計	
5 汚物収納袋	5 塩素イオン濃度測定器具	
6 水中ポンプ（可搬式）	6 残留塩素測定器	
7 照明器具	7 亜硝酸性窒素検出器具	
8 接触ろ材逆洗用小型コンプレッサー	8 メスシリンダー（1,000ミリリットル）SV測定用	

別記様式第1号(第3条関係)
(表面)

浄化槽保守点検業登録申請書			
登録の種類	新規・更新	※登録番号	登録()第 号
		※登録年月日	年 月 日
<p>この申請書により、浄化槽保守点検業の登録の申請をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)和歌山市長</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕</p>			
フリガナ 氏名又は名称			
住 所	郵便番号(-)		電話番号() -
法人にあつては フリガナ 代表者の氏名			
役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名及び役名			
フリガナ 氏 名	役名(常勤・非常 勤)	フリガナ 氏 名	役名(常勤・非常 勤)
申請時において既に受けている登録		登録第 号(年 月 日登録)	

(裏面)

営 業 所		浄 化 槽 管 理 士	
フリガナ 名 称	所在地 郵便番号(-) 電話番号()-	フリガナ 氏 名	免状の交付番号 及び交付年月日
和歌山県知事又は他の登録状況			
登 録 番 号		登 録 番 号	

備考

- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 登録の種類欄の「新規・更新」については、不要のものを消してください。
- 3 営業所欄には、登録を受けようとする営業所について記入し、営業所欄と浄化槽管理士欄は、各々対応させて記入してください。
- 4 申請者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書を添付してください。
- 5 正副各1通を提出してください。

別記様式第2号(第4条関係)

誓 約 書

年 月 日

和歌山市長 様

住所
申請者
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

浄化槽保守点検業の登録申請者、その役員及び法定代理人は、和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約します。

別記様式第3号(第4条関係)

器 具 の 明 細 書		
名 称	型 式	数 量
保守点検用具		
1 水準器 2 スカム破碎道具 3 きょう かき 夾 雑物 掻 上工具 4 汚物収納容器 5 汚物収納袋 6 水中ポンプ(可搬式) 7 照明器具 8 接触ろ材逆洗用小型コンプレッサー		
水質測定用具		
1 水温計 2 水素イオン濃度測定器具 3 溶存酸素計 4 透視度計 5 塩素イオン濃度測定器具 6 残留塩素測定器 7 亜硝酸性窒素検出器具 8 メスシリンダー(1,000ミリリットル)SV測定用		
特殊用具		
1 電流計 2 電圧計 3 薬品保管箱		

備考 型式名のない用具は、記入しなくてもかまいません。

別記様式第4号(第4条関係)

浄化槽清掃業者との連絡に関する書

和歌山市長 様

年 月 日

住所

申請者

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第2項第3号に規定する浄化槽清掃業者との連絡について、和歌山市の許可業者と連絡を取ります。

別記様式第5号(第5条関係)

浄化槽保守点検業者登録簿

(表面)

登録番号	登録()第 号	登録年月日	年 月 日
		有効期間満了年月日	年 月 日
フリガナ 氏名又は 名称		法人にあつては、代表者の氏名	
住 所	郵便番号(-)		
	電話番号() -		
役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名及び役名			
フリガナ 氏 名	役名(常勤・非常勤)	フリガナ 氏 名	役名(常勤・非常勤)

(裏面)

営業所ごとの専任の浄化槽管理士及びその他の浄化槽管理士

営 業 所	
名 称 及 び 所 在 地	郵便番号(-)・電話番号() -
専任の浄化槽管理士	
氏名及び浄化槽管理士免状の交付番号	(年 月 日交付)
その他の浄化槽管理士	
氏名及び浄化槽管理士免状の交付番号(交付年月日)	

別記様式第6号(第6条関係)

登録()第 号

登 録 証

住所

営業所の名称

氏名又は名称

上記の者は、和歌山市浄化槽保守点検業者として次の期間登録したことを証明します。

登 録 期 間	年 月 日から
	年 月 日まで

年 月 日

和歌山市長



別記様式第7号(第7条関係)

<p>浄化槽保守点検業登録事項変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>和歌山市長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 届出者 氏名 〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕</p> <p>和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>			
フリガナ 氏名又は名称			
住 所	郵便番号(-) 電話番号() -		
法人にあつては フリガナ 代表者の氏名			
登 録 番 号	登 録()第 号		
登 録 年 月 日	年 月 日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

別記様式第8号(第8条関係)

浄化槽保守点検業廃止届出書 年 月 日 和歌山市長 様 住所 届出者 氏名 〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕 和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。	
フリガナ 氏名又は名称	
住 所	郵便番号(-) 電話番号() -
法人にあつては フリガナ 代表者の氏名	
登 録 番 号	登 録()第 号
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 理 由	

別記様式第9号(第11条関係)

40センチメートル以上		35 センチ メー トル 以 上
浄化槽保守点検業者登録票		
氏名又は名称		
代表者の氏名		
登録番号	和歌山市長 登録()第 号	
登録年月日	年 月 日	
浄化槽管理士の氏名		

別記様式第10号(第12条関係)

委託を受けた管理者の氏名又は名称	
委託を受けた管理者の住所	郵便番号(-) 電話番号() -
委託を受けた浄化槽の設置場所	
委託を受けた年月日	年 月 日
保守点検年月日	年 月 日
清掃年月日	年 月 日
水質年月日	年 月 日
当該保守点検に係る浄化槽管理士の氏名及び免状の交付番号	

備考 保守点検に係る浄化槽管理士に変更のあつたときは、保守点検年月日の空欄に変更年月日、氏名及び免状の交付番号を記入してください。

第	号
身 分 証 明 書	
所 属	
職 名	
氏 名	
<p>上記の者は、和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第13条第2項の規定による職務を行うものであることを証明する。</p>	
年 月 日 交付	
和歌山市長	印

注 意
1 この証明書は、職務の執行に際し、関係者から請求があるときは、提示しなければならない。
2 この証明書は、いかなる理由があつても、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 この証明書を紛失し、又はき損したときは、直ちに届け出なければならない。
4 この証明書の有効期間は、交付の日から1年とする。

9 和歌山市特定美観地域等における建設廃材等の処理に関する条例

平成13年3月28日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、特定美観地域等における建設廃材等の処理に関し必要な事項を定めることにより、特定美観地域等の美観の保護を図り、もって住民の良好で快適な生活環境の整備に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定美観地域等 和歌山市美化推進及び美観の保護に関する条例（平成4年条例第25号）第7条第1項により指定された地域及びその地域に隣接する土地をいう。
- (2) 建設廃材等 工作物の除去に伴って生じた木くず、廃プラスチック、コンクリートの破片その他の不要物をいう。
- (3) 所有者等 土地の所有者又は権原に基づき土地を占有する者をいう。

(野積みの禁止)

第3条 所有者等は、特定美観地域等において建設廃材等を野積みしてはならない。

(勧告)

第4条 市長は、所有者等が建設廃材等を野積みしているときは、所有者等に対し建設廃材等を適正に処理すべき旨の勧告を行うものとする。

(撤去命令)

第5条 市長は、所有者等が前条の規定による勧告に従わないときは、所有者等に対し建設廃材等の撤去を命ずることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第7条 第5条の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則抄

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

10 和歌山市廃棄物対策審議会条例

昭和50年12月23日

条例第41号

改正 昭和51年3月6日条例第1号

平成9年12月22日条例第72号

平成19年3月22日条例第8号

平成27年3月19日条例第2号

平成29年3月24日条例第30号

(設置)

第1条 本市に、和歌山市廃棄物対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

(1) 一般廃棄物の収集運搬に関する業務の合理化に関すること。

(2) 前号に定めるもののほか一般廃棄物の処理について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市民組織団体の役職員

(3) 一般廃棄物処理業者又はその団体の役職員

(4) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長は、会長がこれに当たる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民環境局環境部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月6日）抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月22日）抄

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

4 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の和歌山市廃棄物対策審議会条例第3条第2項第1号に掲げる者のうちから委嘱され、在任している和歌山市廃棄物対策審議会の委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。

1 1 和歌山市手数料条例（抜粋）

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料）

第12条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

（1） 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設である場合 1件 130,000円

イ ア以外の一般廃棄物処理施設である場合 1件 110,000円

（2） 一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設である場合 1件 120,000円

イ ア以外の一般廃棄物処理施設である場合 1件 100,000円

（3） 一般廃棄物処理施設である熱回収施設の認定申請手数料 1件 33,000円

（4） 一般廃棄物処理施設である熱回収施設の認定更新申請手数料 1件 20,000円

（5） 一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請手数料 1件 94,000円

（6） 一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可申請手数料 1件 94,000円

（7） 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料 1件 147,000円

（8） 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定申請手数料 1件 134,000円

（9） 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件 81,000円

（10） 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件 73,000円

（11） 産業廃棄物処分業許可申請手数料 1件 100,000円

（12） 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件 94,000円

（13） 産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 1件 71,000円

（14） 産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料 1件 92,000円

（15） 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件 81,000円

（16） 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件 74,000円

（17） 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料 1件 100,000円

（18） 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件 95,000円

- (19) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 1件 72,000円
- (20) 特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料 1件 95,000円
- (21) 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設である場合 1件 140,000円
 - イ ア以外の産業廃棄物処理施設である場合 1件 120,000円
- (22) 産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設である場合 1件 130,000円
 - イ ア以外の産業廃棄物処理施設である場合 1件 110,000円
- (23) 産業廃棄物処理施設である熱回収施設の認定申請手数料 1件 33,000円
- (24) 産業廃棄物処理施設である熱回収施設の認定更新申請手数料 1件 20,000円
- (25) 産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請手数料 1件 94,000円
- (26) 産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併の認可申請手数料 1件 94,000円

(使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料)

第12条の2 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

- (1) 使用済自動車引取業者登録申請手数料 1件 4,000円
- (2) 使用済自動車引取業者登録更新申請手数料 1件 3,000円
- (3) フロン類回収業者登録申請手数料 1件 6,000円
- (4) フロン類回収業者登録更新申請手数料 1件 4,000円
- (5) 使用済自動車解体業許可申請手数料 1件 78,000円
- (6) 使用済自動車解体業許可更新申請手数料 1件 70,000円
- (7) 使用済自動車破砕業許可申請手数料 1件 84,000円
- (8) 使用済自動車破砕業許可更新申請手数料 1件 77,000円
- (9) 使用済自動車破砕業変更許可申請手数料 1件 67,000円

(浄化槽法関係手数料)

第28条 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

- (1) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件 6,000円
- (2) 浄化槽清掃業許可更新申請手数料 1件 5,000円

12 清掃事業年表

年	月	内 容
昭和10	10	塩屋1丁目4番7号に自然通風方式焼却炉(50 t /日)設置
昭和22	8	機構改革 経済民生部保健課
昭和23	7	保健課に庶務係、公衆衛生係、予防係
昭和25	7	機構改革 経済民生部衛生課
昭和27	2	衛生課に庶務係、清掃係
昭和28	11	和歌山市清掃株式会社設立
昭和29	4	清掃法制定される
昭和29	10	和歌山市清掃条例制定
昭和30	10	清掃法の施行により特別清掃地域指定される。
昭和30	3	し尿投棄船あさも丸(34.70 t)建造
昭和30	8	し尿貯溜槽(360 kℓ)湊中州河口に建設
昭和31	4	機構改革 民生部衛生課に庶務係、清掃第1係、清掃第2係を置く。
昭和31	4	和歌山市清掃条例改正(し尿処理手数料改正)
昭和31	11	特別清掃地域拡大
昭和33	11	機構改革 衛生課に清掃第3係
昭和33	12	和歌山市清掃条例改正(し尿処理手数料改正)
昭和35	6	新中島146番地に清掃事務所新設(南事務所)
昭和35	7	し尿海洋投棄船、第2あさも丸(38.85 t)建造
昭和35	8	機構改革 清掃第1係、清掃第2係、清掃第3係が清掃係となる。
昭和36	10	植松丁地先紀の川左岸にし尿貯溜船(90 kℓ)を購入し、係溜
昭和36	12	機構改革、衛生部、総務課(庶務係)、清掃課(庶務係、施設係)
昭和37	11	機構改革 清掃第1係、(庶務係、施設係)、清掃第2課(庶務係、施設係)
昭和38	1	森小手穂47番地の3に高速堆肥化処理施設を建設
昭和38	3	植松丁地先紀の川左岸瀬割堤に海洋投棄中継所開設
昭和38	12	和歌山市清掃条例改正(し尿処理手数料改正)
昭和39	1	し尿海洋投棄船、第3あさも丸(46.43t)西宮市より購入
昭和39	4	本脇387番地の1に埋立地確保(日野最終処分場)
昭和39	8	本町地区で、ごみ、ステーション方式収集開始
昭和39	12	和歌山市清掃条例改正(し尿処理手数料、人頭制実施)
昭和40	1	特別清掃地域拡大

年	月	内 容
昭和40	4	和歌山市清掃条例改正(し尿汲取手数料改正)
昭和40	5	出島79番地の1に北清掃事務所を開設し、同時に新中島の清掃事務所を南清掃事務所と改称
昭和40	12	植松丁し尿中継所増設工事
昭和42	3	和歌山市清掃条例改正(一般世帯ごみ処理手数料無料)
昭和42	7	森小手穂47番地の3に准連続式機械焼却炉(30 t / 8 h×2基)竣工
昭和43	3	和歌山市清掃条例改正(ごみ手数料改正)
昭和43	4	ごみ収集対象地域を全市に拡大
昭和43	10	コンテナ方式によるごみ収集開始
昭和43	11	機構改革 衛生管理課(庶務係、計画係、管理第1係、管理第2係)、衛生指導課(庶務係、指導係)
昭和44	3	湊1342番地にし尿処理場(紀の川浄苑)建設
昭和44	11	和歌山市清掃条例改正(し尿汲取手数料改正)
昭和45	12	清掃法改正され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定される。
昭和46	1	塩屋1丁目4番7号の焼却炉老朽化のため廃炉
昭和47	8	塩屋1丁目5番17号に第1清掃工場建設
昭和47	5	し尿海洋投棄船あおい丸(199.70 t)建造
昭和47	8	森小手穂47番地の3の第2清掃工場准連続式機械焼却炉改修・高速堆肥化処理施設廃止
昭和47	8	機構改革 業務第1課(庶務係、施設係、指導係)、業務第2課(庶務係、施設係、指導係)
昭和48	5	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(し尿汲取手数料改正)
昭和48	5	し尿海洋投棄船第2あさも丸売却処分
昭和48	5	し尿海洋投棄船第3あさも丸売却処分
昭和48	6	森小手穂47番地の3の高速堆肥化処理施設撤去
昭和48	8	し尿海洋投棄船あおい丸売却処分
昭和48	10	和歌山市清掃地域週2回収集実施
昭和48	10	森小手穂47番地の3の第2清掃工場新設焼却炉着工
昭和48	12	し尿海洋投棄船第1あさも丸売却処分
昭和49	10	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(し尿汲取手数料改正)
昭和50	3	森小手穂47番地の3の第2清掃工場新設焼却炉完成
昭和51	4	機構改革 環境事業部業務第1課(庶務係、施設係、指導第1、2係)になり、第1、第2清掃工場が第1、第2工場に南、北清掃事務所が南、北事務所になる。
昭和51	10	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(し尿汲取手数料改正)
昭和51	10	し尿陸上処理場建設事務所設置
昭和52	2	機構改革により業務第1課「指導第1係、指導第2係」を「産業廃棄物管理係、指導係」に改正

年	月	内 容
昭和52	4	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(塵芥処理手数料改正)
昭和52	6	北事務所新設事務所竣工(鉄筋コンクリート造り780.84㎡ 2階建)
昭和52	7	南事務所新設事務所竣工(鉄筋コンクリート造り700.10㎡ 2階建)
昭和54	10	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(し尿汲取手数料改正)
昭和55	6	湊1342番地に旧施設(紀の川浄苑200 kℓ/日)を増設し、し尿処理施設(450 kℓ/日)竣工
昭和55	7	青岸現場詰所完成(不法投棄処理業務用車庫及び詰所延106.5㎡)
昭和55	7	工場名称「紀の川浄苑」を「青岸工場」に変更、和歌山市紀の川浄苑規則を和歌山市青岸工場規則に改正
昭和55	9	し尿陸上処理建設事務所解散
昭和55	11	機構改革により業務第2課「施設係」を「管理係」に改正
昭和56	8	西防(和歌山下津港北港の西地区防波堤沖埋立地)最終処分場受入開始(和歌山環境保全公社)
昭和57	1	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(し尿汲取手数料改正)
昭和57	10	青岸エネルギー開発工場建設事務所設置
昭和58	4	資源(空かん類、空びん類)の分別収集を全市施行
昭和60	10	浄化槽法の施行に伴い和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正 和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例並びに同施行規則制定
昭和60	12	第1工場閉鎖
昭和61	3	湊1342番地の3に青岸エネルギーセンター竣工
昭和62	4	機構改革により業務第1課「庶務係、施設係」を「庶務班」に、「指導係、産業廃棄物管理係」を「指導班」に改正、その他、各係を班に改正
昭和62	4	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(塵芥処理手数料改正)
昭和62	8	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(し尿汲取手数料改正)
昭和63	3	日野埋立地埋立完了
昭和63	4	機構改革により業務第1課「庶務班」を「総務班」に改正
平成元	3	日野埋立地移管替(三角地を除く)
平成元	4	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(塵芥処理手数料改正)
平成元	4	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(し尿処理手数料改正)
平成元	12	日野埋立地(三角地)移管替
平成元	12	第2工場旧炉撤去
平成元	12	第2工場(一部)移管替
平成 3	4	環境事業部焼却炉建設事務所設置
平成 3	4	機構改革により業務第1課「指導班」を「ごみ減量推進班、産業廃棄物班」に改正
平成 3	4	第1工場(管理棟用地)移管替
平成 3	5	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正

年	月	内 容
平成 3	7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正
平成 5	2	西事務所新設事務所竣工(鉄筋コンクリート造り449.32㎡ 平屋建)
平成 5	2	個別収集方式による粗大ごみ収集開始
平成 5	4	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正
平成 5	4	機構改革業務第1課「不法投棄対策班」新設
平成 8	4	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正
平成 8	7	西防(和歌山下津港北港の西地区防波堤沖埋立地)最終処分場受入終了
平成 8	8	大阪湾広域臨海環境整備センター受入開始
平成 9	1	モデル地区(本町・湊・三田)において、指定袋での5種分別のテスト開始(6月30日まで)
平成 9	4	廃冷蔵庫からのフロンガス回収実施
平成 9	4	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正
平成 9	4	機構改革により業務第1課「不法投棄対策班」「ごみ減量推進班」を「ごみ減量推進班」に統合
平成 9	7	5種分別収集(一般ごみ、かん、びん、ペットボトル、紙・布類)及び指定ごみ袋実施
平成10	1	指定袋又は、規格に合った買物袋での収集開始
平成10	3	湊1342番地の39に青岸クリーンセンター竣工
平成10	3	第2工場閉鎖
平成10	3	フロンガスの分解開始
平成10	4	機構改革により環境事業部を生活環境部に改正、環境保全室が保健衛生部より異動
平成10	5	第2工場跡地にて、がれきの受入開始
平成10	10	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正
平成11	4	機構改革により環境政策課、環境対策課新設、それに伴い環境保全室廃止
平成12	4	機構改革により業務第1課を、環境総務室、廃棄物対策室、リサイクル推進室の3室に分室し、ISO推進室を新設
平成12	4	和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行(和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例廃止)
平成12	11	事業系ごみの収集運搬業務を民間委託
平成13	4	機構改革により廃棄物対策室を、一般廃棄物室、産業廃棄物室の2室に再編
平成13	4	和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例改正
平成14	3	青岸エネルギーセンターにて、廃棄物循環型処理施設整備工事(ダイオキシン類低減対策工事)竣工
平成14	4	和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例改正
平成14	4	機構改革により環境政策室及びISO推進室を環境政策室として統合
平成15	1	和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例改正
平成15	4	機構改革により、リサイクル推進室を廃止し、生活環境総務課、一般廃棄物課及び産業廃棄物課へ統合

年	月	内 容
平成15	8	南・北・西事務所での粗大ごみ受付を、粗大ごみ受付センターでの集中受付に変更
平成15	10	モデル地区(湊・雄湊・雑賀崎)において、プラスチック製容器包装分別収集を開始
平成16	4	機構改革により、次世代処理計画推進課を新設、また環境政策課及び環境対策課を環境政策課として統合
平成16	4	全市域において、月2回のプラスチック製容器包装分別収集を開始
平成16	5	和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行(ごみ処理手数料等改正)
平成16	8	プラスチック製容器包装分別収集を月2回から週1回の収集に変更
平成19	4	粗大ごみの収集運搬業務を民間委託
平成19	4	機構改革により、生活環境総務課及び次世代処理計画推進課を廃止し、一般廃棄物課へ統合、環境政策課を分割し、環境対策課を設置
平成20	4	第5水曜日に資源(ペットボトル、紙・布類)の収集実施
平成20	7	和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行(ごみ処理手数料等改正)
平成21	4	家庭ごみ(一般ごみ、資源)の収集運搬業務を一部民間委託(約27%)
平成21	11	ごみ減量推進キャラクター「リリクル」を商標登録
平成21	11	資源集団回収制度の開始
平成22	4	和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行(廃棄物減量等推進審議会設置、資源持ち去り禁止制度制定)
平成22	4	機構改革により、環境政策課及び環境対策課を環境政策課として統合
平成22	6	資源集団回収奨励金制度の開始
平成23	7	雑がみの分別収集の開始
平成23	7	「リリクル通信」創刊
平成23	11	和歌山市一般廃棄物処理基本計画策定
平成24	4	機構改革により環境保全部を廃止し環境事業部へ統合、一般廃棄物課において総務班を廃止し管理班へ統合、産業廃棄物課で管理班を廃止し審査班を設置
平成24	6	第1工場解体撤去
平成24	8	「リリクル」の着ぐるみ誕生
平成24	8	「リリクル」ラッピング収集車両の登場
平成25	3	和歌山市災害廃棄物仮置きヤード設置
平成25	4	機構改革により南事務所、北事務所及び西事務所を統廃合し、新たに収集センター(北事務所・西事務所)とし、2事務所体制とした
平成25	4	家庭ごみ(一般ごみ、資源)の収集運搬業務の委託地域を拡大(約50%)
平成25	5	和歌山市ごみ減量計画「ごみ減量アクションプラン」策定
平成25	10	ふれあい収集開始
平成25	10	全市域において、年2回(平成25年度は1回)の小型家電等の地区別訪問収集を開始
平成25	11	和歌山市ごみ減量推進員制度開始
平成26	2	ごみ情報サイト「リリクルネット」開設

年	月	内 容
平成26	3	第2工場の一部(倉庫及び車庫等)を解体撤去
平成26	4	和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行(死体処理手数料、し尿くみ取手数料、一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料及び一般廃棄物処分業許可申請手数料改正)
平成26	7	雑がみ収集袋の作成
平成26	10	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可制度開始
平成26	10	和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行(ごみ処理手数料及び木くず処分手数料改正)
平成26	10	一般廃棄物版マニフェスト制度開始
平成26	10	和歌山市青岸清掃センター受入基準施行
平成27	4	機構改革により環境事業部から環境部に変更、一般廃棄物課において総務啓発班を設置
平成27	9	青岸エネルギーセンター基幹改良工事完了
平成28	3	ごみ分別早分かりブック「リクル総合ごみ情報誌」全戸配布
平成28	4	プラスチック製容器包装分別収集を廃止し、一般ごみとして混合収集を開始
平成28	4	プラスチック製容器包装でごみ発電(熱回収)の開始
平成28	6	青岸汚泥再生処理センターの稼働開始
平成28	10	「紙、布」としての混載収集から「紙」と「布」を別での収集に変更
平成29	3	和歌山市一般廃棄物処理基本計画改定
平成29	5	第2期和歌山市ごみ減量計画「ごみ減量アクションプラン」策定
平成29	9	和歌山市災害廃棄物処理計画策定
平成30	4	青岸ストックヤードの稼働開始
平成30	6	第2工場解体撤去工事完了
平成31	4	一般廃棄物課において総務啓発班と企画班を統合し、総務企画班を設置
平成31	4	家庭ごみ(一般ごみ、資源)の収集運搬業務の委託地域を拡大(約70%)
令和 3	2	ごみの減量により、青岸クリーンセンターを休炉
令和 3	3	第2次和歌山市一般廃棄物処理基本計画及び和歌山市ごみ減量アクションプラン策定
令和 3	5	青岸クリーンセンターをごみ中継施設として活用開始
令和 6	4	機構改革により、一般廃棄物課及び産業廃棄物課を廃棄物対策課として統合。また、青岸清掃センターにおいて、建設班を新設するとともに、管理第1班と管理第2班を管理班として統合。